監獄協會雜誌

第參拾參卷
第貳號

明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行（二月二十七日發行）

目次

論說　少年犯罪者の心理狀態に就て……典獄　白井勇松……（一）
講演　外來思想に就て……東京帝國大學文學部助教授　文學士　深作安文……（一五）
統計　大正八年十二月中入出監竝月末在監人員表外三表……（三二）
譚叢　時事だより……甲突生……（三九）
寄書　法律解釋の改造……櫻岡逸人……（四〇）
寄書　現代的教誨の方針……福岡苅屋哲公……（四二）
寄書　將來の監獄（二）……秋田渡邊圓流……（四七）
雜纂　予は看守諸君と語る（三三）……典獄　有馬四郎助……（五一）
雜纂　藥籠（一二）……福岡苅屋老龜……（五四）
通信　前橋監獄職員家族會外一件……（五六）
彙報　被告人逃走其他——叙任——會報……（五九）

監獄協會雜誌第參拾參卷第貳號

論說

少年犯罪者の心理狀態に就て

典獄　白井勇松

少年犯罪者が犯罪を敢てするに至りたる心理を調査し、其の個性を知悉するは少年受刑者處遇上重要なる問題にして、之に依りて以て適當なる方法を講じ、彼等をして改化遷善せしめざるべからず、凡そ個性を研究するには幾多の方法ありと雖も、彼等が犯罪を敢てするに至りたる當時幷に其前後の心的狀態を研究するは實に其重要なる一部を占む、蓋犯罪當時及其前後の心的狀態は其人の性格を赤裸々に發露するものなること疑を容れざる所なればなり、例へば不良なる境遇環象の影響を受け、其惡德浸潤の度深く、道德的良心麻痺し、常に遊惰放逸に流れ、金錢を浪費し居る者が其費用の出所に窮し、爰に卽ち犯罪を敢行するに至るが如きことは今更ら呶々するを要せざる所にして、此等の者は犯罪當時及其前後に於て家人に發見逮捕せらるゝの危險に對し、多少憂慮と危惧とを懷きながら、大

なる不安もなく一物も多く窃取し得んことを希ふが如き心を有す、左れば犯罪當時及其前後の事に關して斯かる意味のことを認むる者ありとせば、其者は容易に改善する能はざる者なりと見て大なる誤りなきなり、故に彼等に犯罪當時及前後の心理を率直に告白せしめ、以て彼等の心的狀態を知悉するは個性調査上忽にすべからざることなり、今川越分監入監新受刑者四百十七名に就き調査したる彼等の告白を綜合するに。

(一)　犯罪前の心理　彼等の犯罪前の心理狀態に關しては三十九種を數へ得たり、之を概括して示せば左の如し。

(イ)　性的慾求に關する者　五九人

遊興登樓せんとして　三
情交せる女の歡心を得んとて　二
女と情を通せんとして

(ロ)　虚榮心

身を飾らん爲め　一一
懷中時計が欲しくなりたる爲め　三
衣類寢具を買はん爲め　三
女より貰ひたりと自慢せん爲め　一

(ハ)　優勝慾

他の地方に行き身を立てんとて　一三
上京立身せんとて　一〇
友達と事業を企て其友達をして主家より暇を取らしめんとして　一
無理に主人を換へんとて　一
學校に入る費用を得んとて　一
勉强するに付書籍が欲しくなりて　一
職業用道具が欲しくなりて　一

(ニ)　味覺及其他の嗜好趣味に關する者　七四

買喰活動寫眞に耽る　三七
買喰に耽る　四
洋食芝居を好み　三
賭博に耽る　二
自轉車に乘るを覺え面白くなりて　一
活動寫眞を見て模倣を爲す　一
嗜好の慾を充さんとて　一

(ホ)　懷鄉に關する者

家に歸りたくなりたる爲め	四
（ハ）　忿怒	
腹が立つたので	一〇
殘念に思ひたる爲め	四
毆打されて悔しき爲め	一
酒の勢で何とも思はずに喧嘩す	一
（ト）　憎惡及復讐	
主人の折檻を怨みて	四
關係せる女の不人情を怒り恨を霽さん爲め	二
恨を霽さんと思ひて	一
平素仲が惡しき爲め	一
（チ）　竊盜癖	
何の考へもなく	一〇
目に付いたので思はず取る氣になつた	七
面白く	三

（ヌ）　其他	
金が欲しくなりて	三八
金に困つた爲め	三三
空腹になつて	一九
見付からぬと思つて	五
家計を助けんとて	四
給金を呉れぬから取てもよいと思つた	三
父が送金を迫まるより	二
其他	三一
計	四一七

右を通覽するに最も多きは味覺及其他の嗜好に關するものにして實に百二十二人を數へ全體の約三割を占む、少年期より青年期に進むに隨ひ身體著しく發達して壯大となり、諸機關竝に感官發達し少年期に於ける趣味も亦變化して青年期特有の趣味を有するに至る、此變化に就ては精神的變化に原因するものと感官及之と直接に關係せる中樞變化に由りて生ずるものとあり、而して此二者は截然區別すること甚だ困難なるも後者が其主なる部分を占むるは諸學者の說一致する所なり、而して味覺に於ける趣味の變化は特に注意すべきものにして、幼年期に在りては唯單に空腹を滿たすに過ぎざりし實

喰は青年期に至りては之れが變化を來すと共に趣味をも覺え、茲に買喰癖を生ずるに至る、甘味に對する嗜好肉類に對する嗜好、酸類に對する嗜好等著しく增加すると共に趣味を感じ、壽司の立喰を爲し、酒屋の縄暖簾を潜り、西洋料理屋に美味を賞し、菓子屋の店頭に甘味を樂しむに至る、川越分監に於ける受刑者中斯る趣味を有するもの決して少からず、買喰に耽けるものは同時に活動寫眞に耽けるもの多し、殊に都會に在るものは買喰、活動寫眞とを合せ好むもの殆ど全部を占む、活動寫眞の少年に嗜好さるゝは變化活動を好む少年の性質と一致するが爲めなるべし。

次で多きは性的の慾求に關するものにして、登樓遊興の爲めに犯罪するに至りたるもの實に五十九人を數ふ、幼年期に比し青年期に於て特長の最も顯著なるは性的機能の發達なりとす、之れに關する敎育指導を誤らば墮落の深淵に沈み到底救治する能はざるに至るべし。

優勝慾に付ても亦相當の數を見る、覇氣滿々たる青年が立身出世せんとて家を出で東都に上るの勇氣は賞すべきものなれども險惡複雜なる境遇環象に支配せられ終に其進むべき方途を誤り犯罪するに至れるは憐むに堪へたり。

窃盜癖に關するものも相當の數を占む、其他虛榮、忿怒、憎惡及復讐等に關するもの之に次ぐ、要するに犯罪を敢行するに當り彼等の心的狀態は不良の性向其儘を發露し慾望、憤怒等本能的衝動に驅られ、終に犯罪に陷りたるものと云ふべし。

(二) 犯罪時の心理　凡そ人には是非善惡を辨別するの力を有す如何なる犯罪を爲すに當りても心の奥に所謂良心の苛責あることは必ず認めらるゝ所にして、如何に極惡非道のものなりと雖も白痴、痴愚其他の精神病者に非ざる以上は「我は現に惡事を爲しつゝあり」との自覺を有せざるはなし、然り而して此自覺は恐怖となりて發露す、恐怖は形式にして罪惡の自覺は其內容なり、卽ち罪惡の自覺は其外形に於て恐怖となりて表現するものなり、恐怖は不安を伴ひ不安は恐怖の附隨するものなるは明かなることにして今更說明の要なかるべし、彼等が告白せるものを見るに少數を除くの外恐怖を懷くと共に不安をも懷かざるものなし、彼等の犯罪當時に於ける心的狀態は恐怖を主とし之れに不安を伴ふものと云ふべし、今彼等が告白せるものを總括して示せば。

(イ)	恐怖不安の念ある者	一〇九人
	恐ろしかつたと慄へて居た	四二
	夢中であつた	三五
	惡い事だと思つて居た	二三
	善い心持ではなかつた	六
	心が咎めた	
(ロ)	殊に發見逮捕を恐るゝ者	
	見付からなければよいと思つた	三五
	分らなければよいと思つた	一九

見付かるかと思つて心配した	一五
分るまいと思つた	九
捕へられなければよいと思つた	五
見付けられたら謝罪するつもりで居た	一
捕へらるゝやうな氣持がした	一
(ハ) 恐怖不安の念薄く又は殆んどなき者	
甘まく取れると宜いと思つた	六二
平氣で何とも思はなかつた	二〇
誰も見て居ないで甘いと思つた	五
氣が大きくなつた	四
面白半分であつた	四
金が澤山あればよいと思つた	三
心を强くした	二
甘まく燃え上ればよいと思つた	一
人に依頼されたので何心なく物品を運搬した	一
(ニ) 其他	

腹立まぎれであつた	六
くやしいと思つた	二
どうにでもなれと思つた	二
後に返濟するつもりであつた	二
殺すつもりではなかつた	一
給金を呉れぬから差支ないと思つた	一
犯罪を否認す	一
計	四一七

之を觀るに恐怖不安の念を懷くもの大多數なるが、中には恐怖不安を懷くことの程度甚だ深からざるものあり「誰も見て居ないで甘いと思つた」「平氣で何とも思はなかつた」の如きは頗る橫着氣分を含めるものなるが、一層進んで「甘まく取れるとよいと思つた」「金が澤山あるとよいと思つた」の如き犯罪を爲すに多少の趣味を感するに至れるものを見る、此等の者は道德的觀念の極めて不健全なるを發露するものにて相當の數を見るは實に痛歎に堪へざるなり。

最後の項目「其他」の中には「どうにでもなれと思つた」とて自暴自棄に陷れるものあり「腹立まぎれであつた」「くやしいと思つた」等と憤怒の餘出來心よりして犯罪し前後の分別なかりしものあるを認む、要するに彼等大多數は犯罪時に於て恐怖不安の念を懷くは事實にして、或は不在に乘じ、或

は人目を掠め惡行を遂ぐることあるも、心中危險を感じつゝ恐怖の間に惡度胸を据へて犯罪を敢行するものと云ふべし。

(二) 犯罪後の心理　人心の常として善事を爲せば快感を覺え、惡事を爲せば不快の感に堪へざるは蔽ふべからざる事實なり、少年受刑者の犯罪を爲したる後に於ける心理狀態を調査するに、各犯罪を通じて多數の者は心中自から恐怖、心配、苦痛等を感ずる狀態に在り、卽ち犯罪後の心情は殆んど多くは良心の苛責する所となり不安に陷り居れるものなるを以て、自から擧動不審に現はれ罪惡を行ひたること暴露するに至る、今彼等が告白せるものを總括して示せば。

(イ) 恐怖不安後悔の念ある者	六五	人
分らなければよいと思ふた	五七	
後で恐しい氣がした	五一	
惡い事をしたと思ふた	二一	
心持の善い事なく沈んで居た	一七	
捕へられなければよいと思ふた	八九	
其他		
(ロ) 恐怖不安後悔の念薄き者	二九	
見付らないで安心した		

甘く取ることが出來て善いと思つた	二八	
そんなに苦痛でなく何とも思はなかつた	二六	
分りはすまいと思ふた	一三	
面白いと思ふた嬉しかつた	七	
知れたらば詫びやうと思ふた	三	
やり遂げることが出來ずつまらぬと思つた	二	
僅かでつまらぬと思つた	二	
盜んだ物を賣つて安心した	一	
盜むつもりではなかつた	一	
捕へられぬ中に遠くに行き跡をくらまさんと思つた	一	
好きな自轉車に乘ることが出來るかと思つた	一	
(ハ) 其他		
滿州へ行くつもりであつた	一	
早く東京へ行き度いと思つた	一	
犯罪を否認す	一	
計	四一七	

之れに依るに恐怖不安後悔の念を有するもの大多數を占むるを見る、而して次に此等の念薄きもの中「分りはすまいと思ふた」「見付からないで安心した」等は稍怨するに足るも「甘まく取ることが出來てよいと思ふた」等に至つては寔に痛歎に堪えざるなり、要するに彼等の大多數は犯罪後に於ける後悔恐怖の念に滿ち、精神落ち付かず不安の狀態にあるものと云ふを得べし。

(四)　逮捕時の心理　犯罪後當に恐怖の念に滿ち精神落付くことなく生活する中終に犯罪せること露顯して逮捕せらるゝや、今更の如く後悔の念を起すに至る、今彼等の告白せるものを總括すれば。

(イ)	後悔の念有る者	六三人
	恐しくびく〳〵慄へて居た	五九
	惡事をしたと思ふた	四八
	惡事は出來ぬと思ふた	二八
	遂に知れた困つたと思つた	二九
	惡事を行はなければよいと思つた	一九
	申譯がないと思つた	六
	是れ限り惡事はすまいと思つた	五
	自首自白した	四三
	其他	

(ロ)	後悔の念薄き者	
	悲しかつた	二二
	惡事をしたから已むを得ないと思つた	二一
	恥ぢだと思ふた	二一
	厭やな心持であつた	一九
	入監して辛き思をするかと思つた	一三
	馬鹿々々しい事になつたと思ふた	七
	何とも思はなかつた	五
	又宥して貰はれると思ふた	二
	宥して呉れると善いと思つた	二
	東京に行けばよかつたと思ふた	一
	僅かな事で捕へられたと思ふた	一
	拘留せられたことで濟むかと思ふた	一
(ハ)	其他	
	殘念だと思ふた	一
	犯罪を否認す	一

計

之を見るに後悔の念あるもの三百人にして殆んど其の七割二分を占む、此の中には逮捕の當時茫然自失「恐しくびく〳〵震へた」と言へる者最も多數を占むるを見る、少年者として當然のことゝして首肯し得べく「惡事をしたのだから止むを得ないと思ふた」等の如きは因果必然の結果として落付くべき處に落付きたることを諦認したるものなり「惡事は出來ぬと思ふた」等と因果の道理の嚴然として犯すべからさるものあるを會得せしものなり、內には「今までの心配が無くなつた思ひがした」など良心の苛責に煩悶せることが逮捕によりて盡く消散せるを喜べるものあり、彼等の心情千差萬別なりと雖も深く悔悟し居るものなること明なり「又宥して貰はれると思ふた」の如きは必す以前犯罪を爲し嚴戒の上釋放せられたるものにして、又々惡事を爲し檢擧、逮捕せられ以前のことを思ひ起し斯かる感を懷きしものたるは疑を容れす「何とも思はなかつた」「僅かの事で捕へられたと思ふた」と云へるものは道德的觀念の鈍麻せるものにして改悛の念薄く、從て性格不良なるを推知し得べし。

要するに犯罪當時及其前後竝に逮捕の時に於ける彼等の感想を徵し心理狀態を研究することに於て彼等の個性如何を推知し得るなり、卽ち犯罪前に於ては一時の慾望に驅られ犯罪時に於ては恐怖不安を感じつゝ不良行爲を敢行せるも、其後に於て後悔の念に滿ち懺悔するものは其個性の甚しく不良なるに非ざるを知るべく、之に反するものは容易に遷善し得べからざる不良の性格者なるを知るべし、彼等の片言隻語にも注意し以て個性を察知するを怠るべからざるなり。

講演

外來思想に就て

東京帝國大學文學部助教授　文學士　深作安文君

私は只今御紹介を戴きました深作と申す者でございます、此處に書いてあります「外來思想に就て」といふ題で暫く御淸聽を汚さうと思ひます。

初に是迄日本に外國から參りました思想に種々あることを申上げて見ませう。

最初日本に來ました外來思想は儒敎であります、二番目に參りましたものは佛敎であります、三番目に參りましたものは基督敎であります、四番目のは今回のデモクラシイであります、儒敎は御承知の通り家族制度を背景と致しまして、出來ました爲めに日本に參りましても、無難に落ち着いたのであります、これは日本も亦家族制度の國でございます爲であります、儒敎が我國に入つて、道德の點に於ても、政治の點に於ても、左程衝突といふやうなものゝなかつたのは之れが爲であります、忠でも孝でも、又忠孝一致も敎へとしては支那にあるのでございますから、それが日本に來て在來の思想と衝突を生するといふことはございませぬかつた、殊に此儒敎は、「天」といふ觀念がある、これは實

は學術的には正確な概念ではございませぬ。或場合には蒼々たる天を意味しますが、或他の場合には一の人格であるのであります。例へば孔子が天下を周遊しまして、度々災難に出會しました或時桓魋といふ亂暴者が孔子を殺さうとしました、すると孔子は「天德を予に生せり、桓魋其れ予を如何」と叫ばれました、此場合の天は、人格であつて、神と申しても宜しいでありませう、亂暴者汝はどうするものか、我の肉體は或は之を殺すことは出來ても、我の精神を殺すことは出來ぬといふやうな意氣であります、天は斯樣なものでありますから、吾々が之に對しましては、謙遜の態度を取るべきことを儒敎は敎へるのであります、天の前には吾々は弱き者、小さき者であるといふやうな考へを起すのであります、此處はよほど今回の外來思想と異る點であります、今回の外來思想には天といふやうなものは少しもありませぬ、けれども儒敎の中に一つ我國體に合はぬことがある、それは何方も御承知の通り、禪讓放伐であります、禪讓とは天子が己が位を有德者に讓る手續であつて、放伐は武力に訴へて當今の天子を或は放逐し或は討伐して己れ取つて代はることを申すのであります、日本は萬世一系の皇統の御治めに相成る國でありますから此禪讓放伐は斷じて採用致しませぬかつた、卽ち儒敎の宜しい點は採つたのであるが、宜しからぬ點は採りませぬ、これが吾々の祖先の儒敎に對する態度であつたのであります。

次に佛敎を見ますといふと、佛敎にも宜しい點が少なからずあるのであります、儒敎は德敎卽ち道德の敎でありますが佛敎は宗敎でございますから餘程其趣向が、儒敎と違ふのであります、佛敎の特

有の敎の一は、三世因果の說であります、現在の生活といふものは突然と此處に存するのでなくて、過去の生活が關係を致すのである、現在で幸福な生活を爲して居るのは過去に於て善を行つた爲めであります、若し吾々が來世で天堂の生活を致したければ此世で惡を斷ち善を修せねばならぬと說くのであります、此三世因果の說は、佛敎といふものが人に信念を吹込む上に大層な力があつたのであります、よしんば愚夫愚婦と雖も此敎へを本當に會得しますれば成程と思ふのであります、勿論今日之を學術的に考へて見ますれば、少ならず弱點を有つて居るのでありますが、兎に角、佛敎が宗敎として成功した一つの理由は三世因果說のあつた爲めであると思ひます、固と日本在來の思想は之を佛敎思想に較べて見ますといふと何うも淺いのである、何うも日本人は深遠な道理を考へるには適しなかつたものゝやうであります、其一つの理由は地理上の事情であります、日本は良好な國土である、第一五穀がよく登り、又風景も極めて宜しいのでありますから、此世を厭ふといふやうな考へはどうも起らない、切破詰つた問題が人民の頭腦に起らない、起らないから考へない、考へないから思想の深みに乏しいのであります、ところが佛敎の起つた國の印度といふ所は、之を地理上から言ふて偉らい國である、大きな海もあれば、高い山もある、猛獸毒蛇も居る、象や虎のやうなものも居る、そこでどうしても人の力で大自然に抵抗することが出來ませぬから、それで人生といふものに就いて胸に手を置いて考へさせられたのであります、そこに佛敎のやうな深い思想の宗敎が起つたのであります、此敎が日本に來ましてから日本の思想に餘程深みを與へました、釋迦の成菩提の敎たる大乘佛敎の哲理は

之を歐羅巴の哲學に較べても左程劣らないのであります、實に大乘佛敎の哲理は歐洲大陸の唯心哲學に比べて兄たり難く弟たり難しであります、唯だこれが哲學として幾分劣るところのあるのは、その系統組織の不十分なことであります、兎に角日本の思想に深みを與へたといふ點が佛敎の日本文化に對する非常な貢獻であります、ところが此の佛敎にも採るまじき點がある、それは此世を果敢なむこと此世を脫却して來世の人となることが佛敎の理想でございます、此點は日本國民が歡迎しませぬ、これは日本の國民性がいかにも陽氣であるからでもあります、そこで何時しか傳敎大師とか弘法大師とかいふやうな豪傑が佛敎界に現はれまして、此世を厭ふ宗敎を段々改めてしまひました、つまり日本國民の思想が信仰に合ふやうに佛敎を改造したのであります、それから段々年所を經るに從ひまして日本で新しい宗派が產聲を擧げた、日蓮宗、淨土眞宗の如き卽ちその主なるものである、是等は全く國家的の宗敎であります、されば丁度吾々の祖先は儒敎の禪讓放伐を採らなかつやうに、佛敎の厭世觀を採らなかつたのであります、最も佛敎にも一つ儒敎に似た點があります、それは佛であります、如來であります、此の佛、如來の前に立つては此個人といふものは眞に弱いもの小さいものである、如來の前に縋らなければならぬ、淨土宗の如きは人は唯だ南無阿彌陀佛を唱へさへすれば宜いと說くほどであります、佛、如來の前には人は謙遜の態度を執れよと佛敎が敎へた點はそれで人は佛にたより、大層儒敎に似て居るのであります。

第三回目に我國に來ました外國の思想は基督敎、是は亦宗敎であります、是は佛敎に見ない長所を有つて居ります、其一つは基督敎は佛敎よりも餘程、清鮮な、澁渊たる、そして又大膽、深刻な主張を持つて居ります、此邊は吾々が確に基督敎の採るべき點であります、ところが基督敎に一つ採れない點がある、是は實は佛敎にもあつたのでありますが、その世界主義であります、此敎は各人に神を信せよと說きまして、それから國家といふものを拔きにして、世界に飛んで仕舞ふのであります、個人主義から一躍世界主義に飛ぶのであります、此處が此敎が日本の國民思想と合はぬところであります、人は總て神の前には其位置階級の如何を問はず、總て同等な者であるといふ風に說きますから、眼中に君主とか、その治める國家とかいふものがないのである、これは日本人の道德觀念の許さぬところであります、基督敎が可なり以前から日本に來て居りまして當然振ふべくして尙ほ振ひませぬのは、佛敎界に見たやうな傳敎大師、弘法大師が未だ基督敎界に現はれぬ爲めであります、若し基督敎が日本の國民の信念の奥底まで突き入らうとするならば、早く基督敎界に第二の傳敎大師第二の弘法大師が現はれて、此基督敎といふものを存分に日本化させる必要があると思ひます、けれども基督敎にも亦良いことがあります、それは人をして神の前には謙遜の態度を取らせることであります、此敎に從へばゴットの前には何人でも穢れたものであります、謙遜といふことは基督敎倫理で力說しますする美德の一であるのであります。

第四回目に來ました思想は卽ち今回のデモクラシーである、若くはデモクラシーを中心としました

世界思想である、此思想は前の三回のものに較べるといふと餘程その趣が違ふのである、其一はこれには儒教の天のやうなもの、佛教の佛若くは如來のやうなもの、基督教のゴットのやうなものを缺いて居る、是は非常な相違である、デモクラシーにはお前は纖弱いものである、お前は謙遜であらねばならぬ、お前は汚れたものであるといふやうな教へは毛程もないのであります、却つて個人主義に立脚して、個人といふものに絶對の價値を置き、自己主張即ち個人の價値を發揮するといふことを努めるのであります、次に斯ういふ點も違つて居る、儒教が日本に來ました時には直接之に觸れました階級は上流である、佛教が此方に來た時も同じく上流が先づ之に觸れたのであつて、下層社會は與りませぬそれから基督教の場合には必ずしも上流と言ひませぬで、却つて下層社會、中層社會に宣傳せられたものである、けれどもこの教は愛といふものをその中心と致して居りまして、己を愛するやうに隣人を愛せよ、隣人を愛するやうに敵を愛せよと説きまする、ところがデモクラシーは一種、人を脅威するやうな勢を以て日本に參りまして、まづ中層の一部と下層全部とに觸れたのであります、此處が第二の差違點である、デモクラシーに共鳴する我が同胞は上層にあらずして、中層の或部分と下層の全體である、之がデモクラシーを解しまする上の一要點である、個人に絶對の價値を認める説を歡迎しこれに共鳴するものは我が中層の一部と下層の全部でありますから、餘程その影響するところが大きいのであります、もう一つ違ふ所がある、それは儒教も佛教も基督教も、その背後に世界といふものを背負つて居りませぬ、世界的勢力として儒教も佛教も基督教も日本に來たのではありませぬ、

尤も歐米の人民は大抵基督教を信じて居りますから基督教は或る意味では一種の世界的勢力であります、けれどもそれを正面から名乘つて來ては居りませぬ、ところが今度のデモクラシーは始めから世界的勢力を名乘つて這入つて來たのであります、已に大戰の進行中にデモクラシーといふ叫びが米國に起り、それが歐洲に廣がり、遂に日本に參りましたのでありまして、宛も我れの思想を威壓し、脅威するやうな趣がある、これが第三の差違點であります、以上三通りの差違點といふものが吾々今日の外來思想に對してアタフタと狼狽するやうになりました主なる理由であります、今回のデモクラシーに對して吾々は全く無準備であります、何の用意もないのであります、儒教、佛教、基督教等に依つて生活し來つた日本人の思想と今回のデモクラシーとは餘りに懸隔があるのであります、或時私が聽いた話でありますが、或る一人の巡査が電車で以て、若い者が亂暴なことがあつたので、少し氣を付けるやうにと注意をしました、すると其若者は「何んだい、デモクラシーの世の中だい」と言放つた、そこで巡査は何んとか二の矢を繼ぎたかつたけれども、何んと言つて宜いか適當の言葉を知らない爲めに、其の若者の不遜極まる態度を制することが出來なかつたさうであります、けれども考へて見ますれば、それは其の巡査ばかりでない、國民を擧げて、程度の差こそございませうが、何と致して宜しいか分らぬのであります、是れといふのも今度のデモクラシーと前の三回の外來思想とは餘程その趣が違ふからであります、さて吾々の祖先は儒教の禪讓放伐を採らなかつたのである、又佛教の厭世思想と、基督教の世界主義とを好まなかつたのである、就ては吾々も祖先のこの態度を學びま

して、デモクラシーといふものに付ては熟〳〵考へまして、採るべきは採り、捨つべきは捨てなければなりませぬ、今日社會の一部は徒に之を嘆美する傾向が烈しいのでありまして、善いところと悪いところとを辨別せないやうな人もありはせぬかと思ふのであります、是は何うも宜しくない、吾々の祖先は外來思想に對し取捨その宜しきを得たのであるから、吾々も亦デモクラシーに對しも是非の判斷を誤らぬやうにせなければならぬと考へる次第であります、これから自然御話が批評的になりますのはさういふ理由からであります。

次にデモクラシーといふものはどういふものであるかそれに就いて申して見たいのであります、之には色々の種類がございますが、其重立つたものを申上げますといふと、デモクラシーといふものゝ基本の形は政治上のものである、卽ち政治的デモクラシーといふものがデモクラシーの本來の形であります、昔、希臘のアゼンスといふ所に貴族政治が行はれて居りましたが之が何分にも腐敗して人民を抑へ付けました、それで人民が貴族に反對し、ペリクレスといふ大人物がその中心となりまして是迄貴族の持つて居つた主權を人民の方に奪ひ、人民中心の政治を爲すことになりました、そこでデモクラシーがその體裁を備へたのであります、一國の主權を人民が握つて自分で自分を治めて行くといふことが政治的デモクラシーであります、それから佛蘭西の大革命が近世のデモクラシーの起源であります、當時同國には君主政治が行はれて居りましたが、君主の傍に貴族や僧侶が取卷いて居りまして、人民を苦しめました、それで人民が「何ッ」と言つて奮ひ起つて君主政治を倒し、君主の手から

國家を奪ひ、是迄君主の掌中にありました主權を人民の方に取つてしまつた、これが佛國のデモクラシーでありまして、次に近世で著しいデモクラシーの發生は北米合衆國の獨立であります、是より先き英吉利は亞米利加に對して壓制を加へました、そこで人民は奮然として起ちまして、英吉利の羈絆を脫して新しい人民政治を行ふやうにしたのであります、是が米國のデモクラシーであります、その君主政治の壓制に反抗したといふ點は佛國の場合と同じであります、斯やうな譯でデモクラシーの本來の形は政治上のものであるのであります、而して主權は一人の君主にも存せず、少數の貴族にも存せず、全體としての人民に存する、卽ち「主權在民」と名乘るのが政治的のデモクラシーであります、かるが故にデモクラシーは多數主義と言ふべく又民衆主義とも言ふべきである。

此の多數主義民衆主義を人の社會生活の方へ適用致しますといふと社會的デモクラシーといふものが起ります、原理は前と同じものであります、卽ち多數主義民衆主義であります、社會的デモクラシーといふものはどういふものであるかといふと、吾々は元來自由に生れたものである、平等に生れたものである、然るに眼前の社會を見るといふと階級といふものがある、貴族とか富豪とかの階級がある、是れでは生れながら自由なもの、平等なものゝ生活する場所としては良くない、自由、平等と階級とは兩立せない、故に社會から有ゆる階級を取去つて、吾々が此社會に生存する機會を均等にせなければならぬ、「階級撤廢」「機會均等」、これが社會的デモクラシーの根本思想である、次に多數主義民衆主義を吾々の產業經營の方に以て行きますと產業的デモクラシーといふものが起つて來る、是は

どういふ議論をするかといふと、是までの産業經營は資本主企業家といふものゝ支配の下にあつた、凡ての生産事業は企業家の爲め、資本主の爲めにあるのである、そして實際手を黑くし、顏を黑くして働く勞働者には充分な利益を分たれない、されば今後の産業經營は、主として勞働者によつて行はれなければならぬ、産業機關といふものは勞働者によつて支配せられねばならぬ、詰り、「産業自治」を叫ぶのが産業的デモクラシーであります、以上の三のデモクラシーは皆一國家、一社會內に存するものでありまするが、次に國境を出まして國際に跨るデモクラシーがあるのであります、之を國際的デモクラシーと申します、是は米國大統領ウイルソン氏が主張したものであつて、多數主義民衆主義を國際關係に適用した結果出來たものであります、此地球の表面には大小强弱色々の國があるが是等は皆自決權を有つて居る、それを無視して强國が弱國を併呑するのは良くない、今後、世界各國は互にその有する自決權を尊重し合ふて行かなければならぬといふ主張であります、民族自決主義といふのが是れである、朝鮮の暴動は一には之に基づいて居る、之が又印度をして英國に對して獨立運動を起させました、其外歐洲で數多の小獨立國が出來ましたのは、此民族自決主義の唱へられた結果であります。

大體以上がデモクラシーの主なる種類であります、次に社會主義に就いて申して見ませう、社會主義といふは矢張りデモクラシーの一の形である、どのデモクラシーであるかといふと二番目の社會的デモクラシーであります、その主張するところは「階級撤廢」「機會均等」であることは前に申した通

りであります、この社會主義には穩當な者と危險なものとあるのであります、例へば前者の一例を申すならば國家社會主義といふものは全く無難であります、是は獨逸に起つて、ビスマークの採用した政策であります、元來、社會主義の出立點は富の分配を公平に致すといふことにある、社會に色々の困難の起るのは、貧富の懸隔が甚だしくなつて、富むものは益々富み、貧しひものは益々貧しくなるところにある、かるが故に富の分配の公平が第一であるといふことを、獨逸の社會主義者が唱へたのである、此の主張を獨逸政府で見て取つて、先手を打つて、社會主義の實行しようとするところを政府で實行するやうになつたのであります、これが國家社會主義であります、有利な事業はそれを私人の經營に任せずに政府で經營して、その所得を國家の財源に當てたのである、日本で例へば政府の煙草專賣といふことはその原理は國家社會主義であるのであります、それから基督教的社會主義といふものも別に危險はないのであります、是は佛蘭西のサン・シモンといふものゝ主張したところでありまして、基督教の精神は「愛」にある、前に申しましたやうに己を愛するが如く隣人を愛せよといふのであります、然るに今や僧侶は神學の研究に沒頭して了つて、社會の一部に其日其日を送れない人々があることを知らぬものゝやうである、是は宜しくない、眼を廣く社會に見張つて、社會の片隅にあつて今日を送れないものを救ふのが、基督教の本當の趣旨任務である、今後基督教徒は、愛の精神を以て社會救濟に努力せなければならぬ、之が基督教的社會主義の主張であります、今日の救世軍は基督教的社會主義の精神に一致した運動であります、是等は少しも危險な點はありませぬが、共產主

義といふ社會主義となると危險なところがあります、是はどういふ主張を有するかといふと、世間に貧富の懸隔が甚だしくなつて、色々の社會的害惡の起るの私有財產制度が存する爲めである、故に之を廢して、財產は之を固有にしなければならぬ、公有にしなければならぬといふのであります、是は穩かでない、是は先きに行きまして批評する考へであります、又斯ういふ社會主義もあります、それは國際的社會主義といふのであります、これはカール・マルクスの主張したものであります、今日資本といふものは國際的のものである、例へば日本で金利が高ければ倫敦なり巴里なり、比較的に金利の安い金を持つて來まして、產業を營經するといふことになる、就ては勞働といふものも亦國際的のものであるべきである、資本にして既に國際的のものであるならば、資本と相俟つて生產を可能ならしむる勞働も亦國際的のものとせなければならぬのである、今日は資本主義といふ者が跋扈し、資本主義に依つて支へられる資本家が橫暴を極めて居る、彼等は勞働者を苦しめて、己が懷を肥やすのである、かるが故に世界の勞働者は互に手を執つて、世界の資本主義を破壞し世界の資本家を無くせなければならぬと唱へるのであります、是は不穩な說であります、詳しく申せば他にもつとござりますが社會主義は要するにデモクラシーの一の形即ち社會的デモクラシーであります、さて是まで述べました社會主義はその穩かなものも亦その穩かならぬものも、その理想を達するのに手段方法を考へる餘裕があるのであります、ところが今日吾々の生活といふものは如何にも切迫して居る、吾々の主義理想を達する手段方法を考へる遑がないと云つて、手段方法を考へずに社會主義の主張を直に實行しやうとするのが過激主義であります、過激主義は矢張りデモクラシーに系統を引くのである、この主義には超急進社會主義といふ名目がついて居ります、成るほど此の名目を冠ふだけでも略々此主義の性質が分かる、此の主義は露西亞に起りまして、まづ第一に露西亞の皇室を滅ぼし、皇族や貴族を或は殺し或は放逐し、富豪の財產を沒收して、露西亞の國家を崩壞させて仕舞つたことは何方も御承知の通りであります。

デモクラシーの種類の御話はこの位に致して置きまして、次に申上げたいことは民本主義と民主々義といふ言葉の差異であります、新聞や雜誌著書等に現はれたところを見ますると、この兩語は大抵混同せられて居る、民本主義と民主々義と同じ意味に使はれて居る、が、私の考へでは是は良くないと思ふ、其內容から見ても、亦その歷史から見ても、兩者は全く違つて居るからであります、主權が何處にあるかといふときにそれは君主でなくて人民に在る、卽ち「主權在民」を主張するのが民主々義である、民本主義になるとこれと違ふ、政治を爲す上に主權者を本位にするか、又人民を本位にするかといふときに、人民を本位とせなければならぬといふのが民本主義である、人民を本位にするから民本主義であります、民主國體でもよし、君主國體でもよし、兎に角、君主を利する爲めに政治をするか、人民を利する爲めに政治をするかと申すときに、人類を利する爲でなければならぬといふのが民本主義である、民主々義は整つた形に於ては東洋に存せない、私は系統立つた民主々義は支那にも日本にもないと思ふ、けれども民本主義になると、西洋よりか寧ろ東洋にその模範的のものがあるの

である、支那の書經といふ書籍の中に「民は惟れ邦の本、本固ければ邦寧し」とあります、「民本」といふ言葉はこの言葉から來たらしいのであります、人民は國家の基本であつて人民が堅固なれば國家も安寧であるといふ意味である、是は民本主義の思想であります、それから兵書の六韜には、「天下は一人の天下にあらず、乃ち天下の天下なり」、といふ句がある、是は德川時代に我國でも言はれたことであります、これも同じことである、此樣な考へが日本に參りまして德川時代の名高い大名の內にろでありまして德川時代の名高い大名の內に水戸藩とか米澤藩とかいふやうな大藩の歷史を見は民本主義を實行した者が少くないのであります、例へば上杉鷹山公がその世子に米澤の藩封を讓られるまするといふと、この事が判るのであります、例へば上杉鷹山公がその世子に米澤の藩封を讓られるまするといふと、この事が判るのであります、其一に「國家人民の爲に立てたる君にて、君の爲めに立てたる國場合に三個條の訓戒を書きましたが、其一に「國家人民の爲に立てたる君にて、君の爲めに立てたる國家人民には是なく候」といふことがある、是は立派な民本主義である、けれども民本主義は決して德川時代の大名許りが行つたものでない、恐れ多くも我が皇室の政治の御方針は總て民本主義であるや うに拜察し奉るのであります、殊に仁德天皇の如き、延喜天曆の兩帝の如き、最近では明治天皇の如き何れも明に民本主義に基く御治績を遺し玉うて居ります、是れ程の差異あるものを何故に混同して使ふ者があるかといふに、是には色々解釋が付くのであります、其一つはその人には東洋の政治史を心得ぬことである、西洋のことは知つて居つても、東洋のことは知らない爲めであると解せます、第二の解方は、成程民主々義と民本主義とは違ふけれども、東洋の民本主義は、民主々義に依つて餘儀なくされて出來たのである、言ひ換へれば民の意志に依つて君主が餘儀なくされて民本主義を執るやうになつたのであると考へるらしいのである、若し是れが眞であれば一應辯じなければならない、成る程支那の民本主義は其通りである、支那で人民は天の子で、天子は天の子を治める天の代理者である、それ故に支那の天子は民意の歸し民望の向ふことが大切である、それには人民の心に叶ふやうに政を爲さねばならぬ、それが出來ないものは人民から排斥せられて了ふ、それで支那の天子は年中民意を迎へることをする、是は書經を見れば直ぐ分かることであります、そして、機會よくば自分に取つて代はる者が現はれはせないかといふことを常に心配して居るのであります、之が支那の民本主義の起源である、これと日本の民本主義をゴッチャにしては良くない、固と、日本は皇室を中心にして出來た國でありまして、最初から民本主義が存したのであります、仁德を以て御政治を遊ばさるといふことが我國の最初よりの君道であります、それは天祖が天孫に賜はりました勅の內に、「宜爾皇孫就而治焉」といふ御言葉がある、「治焉」は「しらせ」と讀んで仁德を以て人民を御治めになることであります、この御精神は畏くも今上陛下に至るまで一貫して居るやうに恐察せられるのであります、決して人民の方から仁政を强ひ奉つたのではさら〳〵ないのであります、支那がさうだから日本もさうだといふやうな議論は大なる間違ひである、詰りそれは兩國の國體の差違を知らぬところに基づくのである、斯樣な次第であれば、民主主義と民本主義とは判然と區別すべきであつて、兩語を混同しては宜しくないのであります。

これから御話を批判といふ方に進めて見たいのであります、民主主義には一部の人が心配しまする

やうに危險なこと、惡いこと許りはないのであります、さればとて他の方面の人が謳歌するやうに良いこと許りもないのであります、此所が之を嚴正に批判する必要の存するところであります、先づ其の長所からザッと申しまするといふと、先刻申しました政治的デモクラシーと、社會的デモクラシーと兩方に通じて言はれますことは、人物を尊重するといふことであります、是は確かに長所であります、「主權在民」を叫ぶ政治的デモクラシーでも、「機會均等」を叫ぶデモクラシーでもこの長所を有つて居る、といふのは例へば大統領の椅子には十二分に政治上の手腕のあるものを選んで就ける、又代議士にも立派な技倆を有つて居る人物を選ぶ、社會指導の任に堪へる人を、社會指導の椅子に据へる、門閥とか富とかその他情實とかいふものに囚はれないで、實力を眼目として政治家なり社會の指導者なりを選ぶのである、例へば、十だけの技倆のある人は、十だけの技倆のある人の坐はるべき椅子に坐はるべく、五だけの技倆の人は五だけの技倆の椅子に坐はるべきである、十の技倆の人が五の技倆の人の椅子に坐はるのは國家社會の損失である、五の技倆の人が十の技倆の人の坐はるべき椅子に居るのは僭越である、當人の爲めにもならず、國家社會の爲めにもならない、今後は日本でもます〳〵人物を尊重して眞に實力のある者を責任ある座に就かせて十二分にその手腕を振はせねばならぬと思ふ、野に遺賢のあるのは國家社會の爲めになりませぬ、第二には自治が重んぜられることであります、是は專ら政治的デモクラシーに就いて言はれることであります、デモクラシーの國家で少くとも代表的人物の政治的意識を見るといふと、斯ういふ風になつて居る、自分が治められて居る政治、一寸

考へまするとか大統領とか大臣とか、その他の大小の官吏とかが自分を治めて居るのである、けれどもデモクラシーの國家では、大統領でさへ自分の意志で極めるのであれば、政治といふものは自分で自分を治めることである被治者と治者とは畢竟、一致して居ると考へるのである、法律も亦た同じである、法律案を議する當面の責任者は代議士であるが此代議士は自分の選出したものである、之を批准する者は大統領であるが是亦自分の選出したものである、されば遵法者は詰り、立法者であるといふことが分る、これが徹底した意味の自治といふことである、政治は自分がやつて居る、自分を支配して居る法律は自分の編んだものである、此考はデモクラシーの國民の一大美點であるので、吾々の學ならぬところと思ふのである、我國で自治制を布きましたのは明治二十一年、憲法の御發布は翌二十二年、第一回の帝國議會開催は其翌二十三年である、それから大正九年の今日まで約三十年を閲して居る、されば日本國民は隨分、政治的經驗を積んだ譯であります、けれどもどうでせうか、總選擧毎に、選擧法違反者が大抵どの縣にも現れるやうである、茨城縣の貴族院議員の互選では、十五名の有資格者中、十四名の違法者を出して居ります、是等の事實は日本人の自治心がまだ〳〵十分に進んで居らぬ證據であります。（未完）

統計

○大正八年十一月中入出監竝月末在監人員（人口ノ減）

	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
越員	三、九四〇	四、三四二	五一、八七〇	五二、二七二	五三、〇五二	△四〇二	△一、一八二
受刑者	三、九四二	四、三四二	五一、八七〇	五二、二七二	五三、〇五二	△四〇二	△一、一八二
刑事被告人	三、五七五	三、八〇六	四、〇八七	三、二九四	三、五七一	△二七七	△二、六九九
勞役場留置者	二二〇	二五二	三〇三	一五九	二一〇	△五一	△一二一
乳兒	二三	一二	一〇	二五	二三	△二	△六
總計 男	五四、〇四六	七、五六七	八、二五一	五三、三六二	五四、〇四二	△六八〇	△三、八一九
總計 女	二、〇三四	四四三	四九一	一、九八六	二、一七五	△一四八	△一八九
總計 計	五六、〇八〇	八、〇一〇	八、七四二	五五、三四八	五六、〇七六	△七二八	△四、〇〇八

備考　內朝鮮人受刑者男一二一人、刑事被告人男三人、外國人受刑者男四一人女一人、刑事被告人男一二人アリ、

○大正八年十二月末日在監者人員表

監獄別	受刑者 男	受刑者 女	受刑者 計	刑事被告人 男	刑事被告人 女	刑事被告人 計	勞役場留置者 男	勞役場留置者 女	勞役場留置者 計	乳兒 男	乳兒 女	乳兒 計	合計 男	合計 女	合計 計
小菅	一、二五二	一、二五二													

監獄別	受刑者 男	受刑者 女	受刑者 計	刑事被告人 男	刑事被告人 女	刑事被告人 計	勞役場留置者 男	勞役場留置者 女	勞役場留置者 計	乳兒 男	乳兒 女	乳兒 計	合計 男	合計 女	合計 計
東京	二、三六六	一九〇	二、五五六	四二六	一	四二七	二九	一	三〇	九一	一	九二	二、九六一	一九二	三、一五三
豐多摩	一、〇四三	一	一、〇四四	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一、〇四六	三	一、〇四九
巢鴨	二、五九七	一	二、五九八	一	一	二	一	一	二	一	一	二	二、六〇〇	三	二、六〇三
橫濱	一、六四六	一	一、六四七	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一、六五〇	三	一、六五三
浦和	九二五	一	九二六	一	一	二	一	一	二	一	一	二	九二八	三	九三一
前橋	八〇七	一	八〇八	一	一	二	一	一	二	一	一	二	八一〇	三	八一三
千葉	八九七	一	八九八	一	一	二	一	一	二	一	一	二	八九九	三	九〇二
水戶	八八八	一	八八九	一	一	二	一	一	二	一	一	二	八九〇	三	八九三
宇都宮	九〇九	一	九一〇	一	一	二	一	一	二	一	一	二	九一二	三	九一五
長野	一、一九五	二	一、一九七	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一、一九八	四	一、二〇二
甲府	七九六	一	七九七	一	一	二	一	一	二	一	一	二	七九八	四	八〇二
靜岡	一、一七九	二	一、一八一	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一、一八二	四	一、一八六
名古屋	八八一	二	八八三	一	一	二	一	一	二	一	一	二	八八四	四	八八八
津	二、〇八八	二	二、〇九〇	一	一	二	一	一	二	一	一	二	二、〇九二	四	二、〇九六
安濃津	八八九	二	八九一	一	一	二	一	一	二	一	一	二	八九二	四	八九六
膳所	七四五	一	七四六	一	一	二	一	一	二	一	一	二	七四七	四	七五一
岐阜	九一二	一	九一三	一	一	二	一	一	二	一	一	二	九一五	四	九一九
金澤	九一九	一	九二〇	一	一	二	一	一	二	一	一	二	九二二	四	九二六
新潟	九二一	一	九二二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	九二四	四	九二八
福島	七二三	一	七二四	一	一	二	一	一	二	一	一	二	七二六	四	七三〇
宮城	九一二	一	九一三	一	一	二	一	一	二	一	一	二	九一五	四	九一九
盛岡	二四〇	一	二四一	一	一	二	一	一	二	一	一	二	二四二	四	二四六
青森	二五〇	一	二五一	一	一	二	一	一	二	一	一	二	二五二	四	二五六

府縣	男						女					
	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較
山形	三四九	三四〇	三四一	九		八	二二	二二	二二			
秋田	三三	三二	三二	一		一	二	二	二			
京都	一、九二一	一、九二〇	一、九二〇	一		一	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇〇二			
大阪	二、四三	二、四二四	二、四二四	一四		一四	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇〇二			
奈良	九八三	九八三	九八三				二六六	二六六	二六六			
和歌山	三五	三四	三四	一		一	二〇	二〇	二〇			
兵庫	六六一	六六一	六六一				一四	一四	一四			
神戸	一、八四一	一、八四一	一、八四一				一六	一六	一六			
岡山	一、一八	一、一八	一、一八				一四	一四	一四			
廣島	一、一四	一、一四	一、一四				一〇	一〇	一〇			
山口	一、一三	一、一三	一、一三				一三	一三	一三			
福岡	一、九四	一、九四	一、九四				一八	一八	一八			
長崎	一、一六一	一、一六一	一、一六一				一七	一七	一七			
三重	一、一四九	一、一四九	一、一四九				一七	一七	一七			
滋賀	一、一四九	一、一四九	一、一四九				一二	一二	一二			
高知	七二	七二	七二				一	一	一			
松山	六三	六三	六三				一四	一四	一四			
高松	八四	八四	八四				一七	一七	一七			
德島	七五	七五	七五				一二	一二	一二			
松江	一、一二	一、一二	一、一二				一三	一三	一三			
山口	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
廣島	一、三七	一、三七	一、三七				一〇	一〇	一〇			
岡山	一、一四	一、一四	一、一四				一三	一三	一三			
鳥取	七二	七二	七二				一	一	一			
島根	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
愛媛	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
香川	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
徳島	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
高知	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
福岡	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
佐賀	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
長崎	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
熊本	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
大分	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
宮崎	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
鹿兒島	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
沖縄	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
臺灣	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
關東廳	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
樺太	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
朝鮮	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
計	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			

府縣	男						女					
	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較
山形	三四九	三四〇	三四一	九		八	二二	二二	二二			
秋田	三三	三二	三二	一		一	二	二	二			
京都	一、九二一	一、九二〇	一、九二〇	一		一	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇〇二			
大阪	二、四三	二、四二四	二、四二四	一四		一四	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇〇二			
奈良	九八三	九八三	九八三				二六六	二六六	二六六			
和歌山	三五	三四	三四	一		一	二〇	二〇	二〇			
兵庫	六六一	六六一	六六一				一四	一四	一四			
神戸	一、八四一	一、八四一	一、八四一				一六	一六	一六			
岡山	一、一八	一、一八	一、一八				一四	一四	一四			
廣島	一、一四	一、一四	一、一四				一〇	一〇	一〇			
山口	一、一三	一、一三	一、一三				一三	一三	一三			
福岡	一、九四	一、九四	一、九四				一八	一八	一八			
長崎	一、一六一	一、一六一	一、一六一				一七	一七	一七			
三重	一、一四九	一、一四九	一、一四九				一七	一七	一七			
滋賀	一、一四九	一、一四九	一、一四九				一二	一二	一二			
高知	七二	七二	七二				一	一	一			
松山	六三	六三	六三				一四	一四	一四			
高松	八四	八四	八四				一七	一七	一七			
德島	七五	七五	七五				一二	一二	一二			
松江	一、一二	一、一二	一、一二				一三	一三	一三			
山口	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
廣島	一、三七	一、三七	一、三七				一〇	一〇	一〇			
岡山	一、一四	一、一四	一、一四				一三	一三	一三			
鳥取	七二	七二	七二				一	一	一			
島根	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
愛媛	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
香川	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
徳島	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
高知	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
福岡	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
佐賀	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
長崎	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
熊本	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
大分	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
宮崎	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
鹿兒島	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
沖縄	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
臺灣	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
關東廳	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
樺太	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
朝鮮	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			
計	一、一四	一、一四	一、一四				一四	一四	一四			

○大正八年十二月末日現在受刑者刑名表

（△ハ減）

刑名	刑期	男	女	計
懲役	無期	六一八	二八	六五六
	十五年以上	一、三〇六	四六	一、三五二
	十五年未滿	一、七九八	五二	一、八五〇
	十年以下	九、五〇三	二八三	九、七八六
	五年以下	八、一五九	二七五	八、四三四
	三年以下	六、八四一	二九五	七、一三六
	二年以下	九、九六五	三八四	一〇、三四九
刑	一年以下	七、九五九	二五二	八、二一一
	六月以下	二、九五七	一四六	三、一〇三

刑名	刑期	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較
懲役	無期	六四七	五八九			六七
	十五年以上	一、三四八	一、一九四			一五八
	十五年未滿	一、八六四	一、六四〇	△		二一〇
	十年以下	九、七七六	九、四一七			三六九
	五年以下	八、四三四	七、九七二			四六二
	三年以下	七、一三六	七、〇七九			五七
	二年以下	一〇、三四九	一〇、三六五	△		六三
刑	一年以下	八、二一一	九、六二七	△	二四八	一、四一六
	六月以下	三、一〇三	三、九三八	△	一〇八	八三五

三月以下	七六九	五〇	八一九	八八七	一、〇〇五	△	六八	△	一八六
計	四九、八八五	一、八一一	五一、六九六	五二、一〇五	五二、八二六	△	四〇九	△	一、一三〇
無期	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十五年以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十五年未滿十年以下	一	—	—	—	—	—	—	—	—
十年以下五年以下	四	—	四	四	四	—	〇	—	〇
懲役 三年以下	六	一	一	一	一	—	〇	—	一
禁錮 二年以下	一	—	二	二	二	二	〇	—	四
刑 一年以下	四	一	四	四	四	四	〇	△	三
六月以下	六	—	六	九	八	二七	三	△	二一
三月以下	三三	—	三三	三六	四〇	△	三	△	七
計	五五	一	五六	八六	△	△	六	△	三〇
拘留	九五	二三	一一八	一〇五	一四〇	△	一三	△	二二
科料	五〇、〇三五	一、八三五	五一、八七〇	五二、二七二	五三、〇五二	△	四〇二	△	一、八二
合計	五〇、〇三五	一、二〇七	二二、四六八	二二、七九六	二三、七九六	△	三〇一	△	一、三二八
初犯	二一、二六一	六〇四	二九、二二八	二九、三三六	二九、〇三〇	△	一〇八	△	一九八
受刑者ノ累犯	二八、六二四	一、八一一	五一、六九六	五二、一〇五	五二、八二六	△	四〇九	△	一、三〇
受刑者ノ累犯數	四九、八八五	一、六二五	五一、八七〇	五二、二七二	五三、〇五二	△	四〇二	△	一、八二
計	五〇、〇三五	二、四三二	四七、五八八	四七、七七九	四八、一五一	△	一九一	△	五六三
十八歲未滿	一、六二五	一一一	一、七三六	一、七五六	二、〇〇六	△	二〇	△	二七〇
二十歲未滿	二、四三二	一一四	二、五四六	二、七三七	二、八九五	△	一九一	△	三四九
二十歲以上	四五、九七八	一、六一〇	四七、五八八	四七、七七九	四八、一五一	△	一九一	△	五六三
年齡 計	五〇、〇三五	一、八三五	五一、八七〇	五二、二七二	五三、〇五二	△	四〇二	△	一、八二

○大正八年十二月末日現在在監受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前月比較	増減	前年比較
總數	二七、一四六	八二三	二七、九六九	二七、九〇三	二八、三三五	△	六六	△	三七六
強盜	二、二七二	一八	二、二九〇	二、三〇三	二、三五三	△	一三	△	六三
竊盜	二、二〇一	五二	二、二五三	二、四六八	二、六九四	△	二五一	△	四四一
詐欺及ヒ恐喝	五、五三一	一一四	五、六四五	五、六二八	六、〇八一	△	一七	△	四三六
橫領	二、三二一	二五	二、三五六	二、三四二	二、五七八	△	一四	△	二二二
賍物ニ關スル	六八一	四一	七二二	七三九	九一八	△	一七	△	一九六
毀棄及ヒ隱匿	四八	—	四八	五〇	五四	△	四	△	六
通貨僞造	一二八	五	一三三	一三五	一五六	△	二	△	二三
文書、有價證券僞造	一、一一八	一三	一、一三一	一、一四三	一、二二一	△	一二	△	一三
印章僞造	三三	—	三三	四六	四二	△	一三	△	九〇
僞證及ヒ誣告	七六	二	七八	七三	八二	△	五	△	四
瀆職	五六	—	五六	六三	七四	△	七	△	一八
猥褻、姦淫及ヒ重婚	四三九	一七	四五六	四五七	四四七	△	一	△	九
傷害	一、九二八	二六	一、九五四	二、〇二四	二、〇五〇	△	七〇	△	二四二
殺人	二、四四一	二〇一	二、六四三	二、六四五	一七九	△	九	△	二二
嬰兒殺	三八	一一九	一五七	一四八	二三	△	八	△	二二七
逮捕及ヒ監禁	一九	—	一九	一一	一一	△	四	△	一九
脅迫	二六	五二	七八	八二	九七	△	一六	△	一九

| | | |

世間には未だに此に眼が曇めず、人格の何物たる意義すら解せない者がある慨歎事である。

▲監獄　の廢設を適宜按排するは、獄政整理上の要務である、常に當局に於ては此に注意せらるゝ事の深きは、新進者の敬服する事ながら、仄聞する所によれば、近時大英斷を以て大々的廢設を行はんとせること、今一々之を報道するの自由を有せないけれども、併し是れ又た議會の成行如何に關するは勿論である、願くは假定の計畫の無事に遂行せられんことを、期待して止まざるは獨り當局者のみではない、斯くして行詰まれる獄界に、清新の空氣を張らすも、亦た改良促進の一大方策たらざるはあるまい、何れの場合にしても先づ人心を倦ましめざるが、政治の要訣だと云ふのは、吾人を欺かない歟。

▲氣分　が仕事の成績に差響くことは、驚くべき程である、神戸の川崎造船所では、近來職工の心理狀態を明察して、腕自慢の氣合を善用し、鉄打ちの成績を毎日發表することにした、すると是迄一日に千二三百本ほか出來なかつたものが、三週間の後には四千五百本も打つ樣になつた、氣合が乘れば仕事が捗取る其割に疲れぬ、今や各監獄は作業の奮勵に腐心最中であるが、而も此種の方法は既に試みられつゝある所もあるけれども、要するに今少しく氣持よく働かせる工夫はないであらうか、熟練な技工と鮮利の職工は常に樂しき職場から出ることを忘れてはなるまい。（甲突生）

寄書

○法律解釋の改造

櫻岡逸人

▲法律は時代思想の結晶したものである、卽ち一時代に於ける社會意識として顯はれたものである。明治四十一年十月に實施された刑法も亦其の時代の社會意識の結晶に外ならぬ、故に其の當時に於ける罪に關する社會意識を探究してそうして罪の何たるを決定しなければならぬ。

▲刑法發布の當時にありては獨逸學派の勢力旺盛を極め刑法理論は新派の權威たる「フオン・リスト」の學說を金科玉條として崇拜し法學敎育家も法律解釋家も之れに盲從したのである、而して「リスト」一派は有責不法の行爲にして刑律に列擧したものを罪と云ひ、其の歸責條件として犯罪

事實の認識あるを要すと主張したのである。

▲獨逸に於ける罪に關する社會意識としては固より間然する處なからう、けれども我邦に於ける罪に關する社會意識としては正當なりや否やと考察するの必要があるまいか、我邦の社會意識としては他人を害して己れを利することを罪惡として居るのである、卽ち侵すべからざる他の領域を侵害し而かも侵害の意見を以て自己の慾求の爲めに侵害したる場合を罪なりと思惟して居るのである、「リスト」一派の豫見主義（又之れを觀念主義とも云ふ）卽ち意思活動に依り與へられたるか又は防止せられざりし結果を豫見するを以て足れりとする說に對抗して居る「ビユンゲル」一派の希望主義（又之れを慾求主義とも云ふ）卽ち結果の發生を希望するを要すとの學說か若しくは「ビンヂング」一派の違法認識主義卽ち行爲の希望にして且つ違法の認識を要すとの說に合するやうに思はれる、假りに合することなしとするも餘程接近して居るか又は類似して居るやうに考へられる、我邦の社會意識は「ビユンゲル」や「ビンヂング」の學說と大同小異であらうと思ふ。

予は疑ふ、行爲不行爲の結果を豫見するも侵害の意見なくして行なつた場合には之れを罪として罰すべきものであらうか、自己滿足の慾望なくして侵害の結果を生せしめたる場合に之れを罪として罰すべきものであらうか。

▲「リスト」は獨逸に於ける社會意識を基調として樹立したものである、我社會意識を基礎として立論したものではない、夫れ故に我邦の社會意識に適合しないではなからうか、我邦の國民の罪の觀念に合はないではなからうか。

▲然し右の觀察にして誤りなかつたならば刑法の解釋家と民衆の信念との間に大なる溝を築かれて居ると云はねばならぬ、此の溝を取り去らなければ犯罪問題を議することが出來ないことになる。

○現代的敎誨の方針

福岡　苅屋哲公

一

昨年十一月の典獄會議に於ける司法大臣の訓示を讀んで、監獄敎誨の負擔する任務の重且つ大なるを新に感知するものは、啻に予等一二人のみではあるまいと考へる、茲に於て行刑の舞臺に於て活動する敎誨師が、敎誨なるものに對して、果して如何に之を取扱ふべきかを述べて見るといふ事は、敢て無用の業ではあるまい。

二

餘程以前には敎誨といへば總集敎誨であると考へられた時代もあつたが、追々進歩して來た結果、敎誨は寧ろ個人敎誨に重きを置くべきものであると考へるやうになつた、これは總集敎誨萬能に關する一の反動とも見られ得るのであるが、此總集敎誨と個人敎誨の中間に位する分類敎誨に關して、無上の價値を認めんとする考も有力なものになつて來たのである、これらの批判は何れも絕對的のものではなくて、その何れにも相當の價値を認めなくてはならぬものであるといふのが、恐らく穩健なる結論であらう、予輩は實に然く確信して居る一人である。

三

犯罪者の人格は勿論不完全である、不完全なる人格者が多數集合して居るに對して總集又は分類敎誨を施すには、その目的が平均人格――少し無理な言葉であるかも知らぬが、數十數百の不完全人格者を平均に指導敎養して、普遍的修養の材料を與へ、迷へる羊の何れもを或一定の境地まで連れて行くのでなくてはならぬ、故に予は總集、分類の敎誨目的は平均人格を養成するに在りといひたいのである、之に反して個人敎誨となると、個人特有の缺點を修補する事を以て目的とするものであるから、

機應變的でなくてはならぬ、故に此特殊的のものは豫め一定の範疇を作つて、かくの如くなつてはならぬなどゝいふべき限りのものではないと思ふ。

四

現代的總集敎誨――かく言ひ得るならば、現代的總集敎誨たるや、その立敎者が第一に現代を解するものであらねばならぬ事は言ふ迄もないが、現代を解するには、或基礎學の上に、日々の新聞記事や、月々の各種の雜誌や、新刊書籍やを讀破して、現實の社會の表裏を點檢して、その上に又相當の見識を抱懷し、一々適切なる批判を下すの常識と學識とを備へて居らなくては、決して理想的の立敎者といふ事は出來まい、けれども此の如きは理想に止まつて、實際今日の敎誨師、否將來の敎誨師にも庶幾し得ない難事であらうが、希くは此理想に近づくやうに各自熱誠忠實に奮勵努力するの覺悟がなくてはならぬ。

五

既に現代的といふ以上は、徒らに口舌の流暢、場當りの巧妙などの末技に懸念して、第一如何なるものを彼等に與ふべきかを忘れてはならぬ、たとひ犯罪者ではあらうとも、恰も三十歲の壯年者に關して七八年の幼兒に適當する如きものを與ふるの弊に陷つて、時代錯誤を演じては誠に相濟まぬ次第である、さればとて新らしいものでさへあればなどゝ考へて、輕率にも新聞雜誌の取次のみに忙殺されて居るやうでは無論駄目であらう、予輩の宣傳すべき敎義には、時代に順應して自由の應用活用を爲すべきものがあり、又一面には時代は如何に變遷して、圓顱長袖は長髮洋服となつても、黃卷赤軸は金文字入りの洋書風となつても、嚴として動かすべからざる昔ながらの主義主張がある、此主張は時代を超越して居るもので、一貫の眞理と金剛の信念とは千古不磨、萬代不易であらねばならぬ。

六

現代的總集教誨の大綱は、思ふに三大別とする事が出來る、卽ち智的、情的、意的の各方面に於て之を發展し細別し且つ統一する事が出來る、智的方面に於ける教誨は常識の修養である、犯罪者が總じて常識に缺乏を告げて居る事は申す迄もない、殊に長刑期のものに至つては甚敷現代的常識を缺いで居る、常識といふ中にも、學理に屬する常識と事實に屬する常識とがある、此を總集教誨の上に於て教養するといふ事は、再び社會に甦らんとする彼等にとりては暗夜の燈火である、從來動もすれば此點の教養を缺くの弊がありはしないか。教誨は勿論常識講壇ではないから、餘りに此種の教材に偏する事は好まないが、その一部を割いて常識修養の爲めに献ぐるのは寧ろ當然の事と考へる。

七

意的方面は最も廣い、曰く一般的道德思想の徹底、曰く行刑道德——卽ち規律の嚴守、作業の精勵、受刑者としての服從の觀念、これらの教養は彼等をして柔順なる受刑者たらしむるのみならず、善良なる市民たらしむるの要素であり基礎である、曰くそれよりも尙重要なる國家的觀念、其同生活、社會奉仕の精神、曰く健康尊重の觀念、其他にもまだ〳〵あるであらうが、凡そかくの如き觀念と決行力とを與へる事によつて彼等は新なる生命に逢着し得る、就中最も必要なるは此種の教養と訓練との一致である、觀念の養成は必ずしも難くないが、たとひ觀念は養成し得ても感激して奮ひ起つといふ力を與へねばならぬ、彼の理路を辿つて諄々として諭すといふ說き方は成程と合點はするが、奮ひ起つといふには至り得ないものである、これは立教者の至誠と巧妙なる辯舌と相俟つて、彼等胸中至奥の琴線に觸るゝに至るのである、然りと雖もたとひ此處まで導いて來ながら何等の訓練の之に伴ふものがなかつたならば、實

行能力としては甚だ微弱たるを免れない、獄中生活は行動云爲に狹い限度を設けてあるから、如何に訓練を試みやうとしても試みる機會と自由とを有しないから、その悉くを直ちに訓練する事は出來ぬが、その出來得る程度の一部分丈なりとも訓練の必要がある、教誨は常に此實際方面を回顧しつゝ進まねばならぬと考へる。

八

國家社會に關する自覺を與へるといふ事は、犯罪者に關しての必要條項であり、殊に現代の紛亂せる國民思想の調節者としては忘る能はざる緊急問題である、唯注意すべきは彼等の未だ解せざる惡思想に關して、餘りに氣を利かし過ぎて種々の解釋や防遏を試むる事である、寢て居る子を起し、知らざるものに惡智惠を與へる事、恰も少年の未だ春情を解せざるものに關して性慾的智識を授くるの弊と同一失敗に陷る事は避けねばなるまい、併しながら今や依らしむべからすといふ時代にあらず、或程度迄は寧ろ露骨に理解せしめて、その救ふ能はざるに陷らざるやうの豫防を講ずるの賢なるに如かざるべしと考へる、殊に自由平等の思想と服從差別の觀念との關係を、佛教の三世因果の理法、平等差別の哲理より巧妙に說示して成程と合點せしむるは目下の急務である、さなきだに彼等の要求は解放と自由である、たとひ言葉は違つても意思は一つである、此意思よりして必然の要求として第二に來るものは改造の叫びである、此趨勢をして惡路に進ましめず、正道に導かねばならぬといふ事は現代の教誨の最大任務である、これ國家社會觀の理解を最も巧妙にして知らす〳〵の間に誘導するの必要ある所以である。

九

性的方面も中々廣い、親子夫婦思想の感性、彼等に缺乏勝ちな美に打たるゝの性、善に共鳴するの性等を養はねばならぬ、就中信仰の念を確立す

るは此情的方面の中心であり要點であらねばならぬ、或は云はん、信仰は智的でなければならぬと、如何にも信仰も智的——哲學的に取扱ふ事も出來るけれども、信仰の生命は感激である、神佛の大慈悲心に感激して、「何事のおはしますかは知らねども」といふ處に生命がある、さればとて油斷して迷信に陷つてはならぬ、彼等を寧ろ迷信から救ひ上げねばならぬ、此使命を全うするには健全なる感激を與へて生命以上の價値を認めさせねばならぬ、由來信仰が彼等を悔ひ改めしめるに多大の力を有して居るのは幾多の實例が示す通り一面神佛の照覽に恐れて惡を爲す能はずとすると共に、一面感激して神佛の慈愛に飛び付いて救を求める、或は救を感謝する處に存するのである以上、心の弱きもの、總り付く生命の網は此境上から投げ出されねはならぬ、嗚呼信仰薄き我等は果して麵麭を求むる者に關して石を與ふる事なきか、罪囚感化の實の擧らざるやその原因は種々あるが、けれども予等は自ら省みて自己の薄德を以て、其責を負はねばなるまい、予が敬愛せる碌堂氏、予の爲めに示して云く、「つく〳〵人の心の色もうつろひて、鐘の音千々になりびゃくどぞ」と、予は座右の銘として朝夕此を愛誦して居る、君子は射に似たりとは古人亦我を欺かざるの言である。

一〇

信仰は時代を超越する、世は二十世紀でも三十世紀でも、信仰の音色に區別はない、けれどもその宣傳の形式や方法には必ず順應的のものがなくてはならぬ、たとへば讀經するにしても聽者をして其意味を解せしめざる音讀で以て得たりとして居るが如き、敎誨の用語にしても專門的の術語を平然として使用して居るが如きは、時代錯誤たるを免れない、殊に注意すべきは總集敎誨が一にも二にも信仰鼓吹の一本鎗であるといふ事である、信仰尊重の念から見ればそれで結構のやうではあるが、總集敎誨が平均人格を作るに在りといふ見

地から見るときは、たとひ信仰方面から見て熱烈なる信者を作り得たりとしても、常識の養成も道德觀念も其他人格修養上幾多の缺陷ある信者を作つて見たところで、その目的を達したとは云はれまい、由來宗敎家の立場から見れば信者を作るといふ事は其本務でなければならぬが、監獄當局者としての立場から見るときは、改善者を出しさへすればよいので、その宗敎家を採用する如きは、宗敎に由つて改善者を多く出し得る事を認めての政策に過ぎぬものでがあらう、されば餘りに信仰萬能の態度は、彼等の如き處世の失敗者を現代の世に復歸せしむるの道ではない、否完全なる信者は人格者として何れの方面にも平均に發達して居るものでなければならぬので、一方には非常に熱烈なる信念を持つて居つても、之を處世上適當に應用して善良なる國民として立つ事の出來ぬやうなものでは駄目である、少くとも眞宗の敎義たる二諦相資の信者としては片輪者たるを免れない、故に予は平均人格の敎養といふ立場からかく斷言したい、云く確乎たる信念を以て心靈の基礎とし、常識の眼、國家社會に關する自覺の耳、一般道德、行刑道德の手足、健康力經濟力の胴體、此の如き圓滿具足せる人格を作るべく指導敎養するは現代的敎誨の方針であると、若しそれ信仰一偏に片寄る事の不可なると共に、作業奬勵に偏し規律勵行に偏し、衞生尊重に偏する如きも亦不可なるは言ふ迄もない要は總集敎誨は平均人格を作るに在りと信ずるのである。

○將來の監獄（二）

秋田　渡邊圓流

三、將來の監獄組織と不定期刑

刑罰によつて、最も著しき效果を得んとするならば、諸有犯罪に對し、不定期刑の宣告を爲すことと、感化的、救濟的、敎育的なる監

獄組織を實施するにあり。

其刑期が終つて後、彼が、無價値にして、而かも危險なる「世と合はざるもの」として社會に歸住したらんには。數年間彼を罰するといふこと、それ何の用を爲すか、

國家が犯罪者に對して、敎育的自覺を與へないで、前科者である、惡黨であると監視してゐる間は。畢竟するに再度彼等が、反感的に惡黨を自認して、積極的に暴力を以て立つ、破壞的の者として、社會にその位置を確立するに堪へ得る機會を與ふるばかりである。

それ故に、將來に於ける吾々の監獄の基礎は諸有犯罪人に對して、不定期刑の宣告を爲すことである。而して監獄に權力を與へて、犯罪者が「自分は社會の尋常變らざる一員である」といふ信念を確立せしむるに充分なる敎育の機會を利用し、最早之にて十分といふに至るまで、彼等を監獄の監督の下に保留することにあり。

確かに、而かも何處へも突き當らずして、眞直ぐに後戻りする者を監獄から放免してやることの馬鹿らしさ、最早こんな馬鹿氣たることを、將來の監獄に於て演せぬやふにせねばならぬ。

世人は最早、社會に危險を振り撒くことを廢めぬ間は監獄から放免するを許さぬであらふ。

註曰、

我國の監獄に於て、不定期刑を採用するといふことは單なる空想であらふか、早晩之が實施を見るに至るであらふ。何となれば不定期刑が行刑の本旨に添ふてゐるといふことは世界の輿論であつて、歐米の先進國が之を實施して、その得失を敎へて呉れてゐる。

又飜つて考ふるに、出監せしむるも直ちに逆戻りして來るのが目に見えてゐるものを、諄々敎訓して出監せしむるといふも、熟々思へば滑稽の仕業であるまいか。又改善したるものを長く拘禁して、一定の時期を待つて假出獄せしむるといふも餘り形式に囚はれ過ぎてゐはしないか。どふしても釋放の時期は改悛自覺の時期に可成一致せしむるといふことが、監獄事業の生命であり、責任であり、又司獄官の趣味であらねばならぬと信ず。その目的を達するに近いものは矢張り不定期刑の採用であらふ、此制度の採用は直ちに司獄官の權威と責任を增加するも、司法官の權威を縮少するやふな感を司法官に與ふるであらふ。然れども、吾々司獄官の立場からはこの問題を眞面目に研究し、其利害を明瞭にし、必要ならば必要なる所以を唱道して行刑上の理想を議者に認めしむるの氣運を昂むるの宣傳を爲すべき時ではあるまいか。

四、行刑上の基本的觀念

然らば監獄を、改善又は敎育の場所として考ふる時次の事柄が分明する。

この事の最も根本的なることは、外面的人生問題を處理することに成功する爲めに必要であるところの彼等の特質を刺激しつゝ、出來るだけ、自然にして、又健全なる環境を持たしむるといふことである。

古き監獄は極度まで、不自然にして且つ人爲的なものであつた。卽ち在監者をして、或は心耳を聾ならしめ、或は心靈をしひたげ、且又陰微の中に健康を害しつゝあつたのであ

斯かる、新たなる曙光が我監獄界に見出されんとする時、誰か司獄官の重責の愈々負荷され來るを知らざらんや、司獄の改善は、制度の更新を要し、制度の更新は司獄官の活動に俟たなければならぬといふを知るべきである。

る。

彼等が放免せらるゝと同時に出會するところの生活（卽ち吾人普通人の普通生活）から出來得る限り遠隔せるところの生活を爲すべく在監者を訓練することが何の役に立つか。そんな位の事をするなら、あのチヨボケな狗を馴らして、獵に使用すべく心がけた方がよい位である。

それ故に將來の監獄は、囚人が如何にせば放免せらるゝ樣なものになるか、卽ちかゝる狀態に逢着せしむべく訓練する樣に準備すべきなり。換言せば、彼等を肉體的に心理的に又精神的に開發すべきである。

註曰

隨分著者も皮肉を弄んでゐるやふであるが、然し現今の行刑上の實際の缺陷を指摘してゐるところに興味がある、その原文の一句を引用せば一層の妙味に接せん。

Of what use is it to train a man to a life which is as far as possible different from the life he will encounter on his release? As well attempt to train a lap-dog and then expect it to be of good service in hunting.

在監者の外界生活に出でたる時の用意を顧慮せざる行刑上の訓練は、迚ても出來ない相談の此喩ではあるが、チヨボケなチンコロを獵犬に仕立てゝ見やうともくろんだ方がよい位なものだと皮肉つてゐる、然し輕妙にして聞くべきところがある。若し此の批評を我國行刑の現狀に對照して見れば、我國の行刑上の處遇は社會の生活に比較して見ると懸け離れてゐるところ決して尠くないやふである。戒護檢束に重きを置く結果として止むを得ないのでもあらふが、今少し社會生活に接近した行刑方針に改めなくてはなるまいと思ふ。現今の處は結句

安全かも知れないが、行刑上の文明的趨勢は餘り型に嵌つた拘禁主義を歡迎せない樣である。さりとて餘り自治主義の自由を加味するも弊害があるであらふから、極端の中庸を取る位の處で今少し新しい行刑上の主義を立てねばなるまい。現今の處遇の方法では殆んど行詰つて、囚人の行動は監獄で小工場に働く器械である、囚人が一箇の器械なる故に之を働かす、我輩又一箇の器械たらんとしてゐる、吾人は時代の或る暗示を受けずに居られぬやふになつて來た。

雜纂

○予は看守諸君と語る　（三三）

典獄　有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君。

猫に小判と云ふことあり、何等の感興なき無理解の狀態を語るに於て、是程好適の引例は尠なかるべし、或人慨して曰く

今の所謂紳士なるもの〻人格如何を觀ずるに、實に嘔吐を催さゝるを得ず、彼等の氣取り方、彼等の物の言ひ方、彼等の挨拶の仕方、野卑醜陋云はん方なく、其神魂を窺ふ時には、天を畏るゝ心なく、道を聽く志もなく、口では國家社會を喋々するも、其念ふ處は己れの利害に外ならず、卽ち所謂終日群議、言、義に及ばず、好んで小慧を行ふ、小人俗物の模形たらざるものは殆んど稀也と。

嗚呼是れ眞に今日の狀態なるか、然り正さに是れ我が國今日の現況也、滔々たる世上皆な成金思想にかぶれざるなく、尊きものは唯だ金のみ、而して更らに其他あるを知らざるの有樣也、此場合に於て正義人道を談ずるは、恰かも猫に小判の如

しとは、よくも彼等の心象を描寫せるものにして、必適の形容と云ふべきぞ、寔に痛恨の至りなれ。

夫れ人の尊き所以のものは金あるが爲めに非す、又た口辯あり智識ある爲めにも非す、唯だ上天に對し、下、本心に質し、身を修め家を齊へ、人を愛し國に盡し、而して常に義を慕ひ道を樂むにあるは、緊説を要せざる所也、然るに此尊き人は段々と減少し、尊からざる人却て殖え行く有樣なるは、抑ほ是れ何の爲めなるか、曰く之れ予輩が茲に叫ぶ所の精神教育が世に重んぜられざるの罪に歸せずんば非ざる也、猫に小判の如く正義人道に何等の感興を惹かざる、無靈覺の人民を以て充たされたる國家民族、それ果して能く世界の舞臺に活躍雄飛し得べきか、蓋し之れ大なる疑問たらざるべからず、而かも小慧猫の如き劣等國民として、遂に排斥疎外せられずんば倖也。

顧みて我が司獄界の有樣は如何にと云ふに、果して能く此不詳なる世の風潮に抗して、其職司に叶へる高潔の志操、正義の觀念を持し、滔々たる世の汚俗惡風と、奮戰健鬪する氣風あるや否や、蓋し之れあるべきは予の信せんと欲する所なれども、如何せん予輩見聞の廣からざる、其實況を知る能はざるを遺憾と爲す也、兎に角風敎道德に關しては、職に獄司にある者、尤も深く興味を感じ、且つ之が爲めには常に自ら考究鍛練すべきは當然にして、本來司獄官たるの生命此に存すと云ふも過言に非す、然るに若しも世の風潮に傚ひ、其職掌柄をも顧みず、相集れば卽ち利を談じ損を語り、曾て言、義に及ばず、却て淫猥醜陋聞くに堪へざる言を敢てして之を誇りと爲すが如き、況して道を聽く志もなければ、天を畏れ人を愛するの念もなし、と云ふ爲態にてありたらんには、之れ卽ち猫の心象に成下りたるものにして、宗敎道德の如き彼等に取りては、當さに小判たらざるを得す、斯かる無靈覺なる生命なき者にして、自ら司

獄官也と傲語するあらば、厚顏驚くべく其愚や又た愍むべしと云ふべき也。

從來我が國には、一種の東洋的弊風ありしは、人皆な知る所也、何ぞやと云ふに、大功は小瑾を撰ばずと云ひ、又は醉ふては枕す美人の膝、出ては握る天下の權と言ふが如き、之を以て豪傑の資格と心得たるの一事也、而して明治の初年に志を遂げたる、大官榮達の士は、多くは皆な此類に屬せる人々にして、今猶ほ其殘黨を見るのみならず、彼等に依りて馴致せられたる謬想は、深く因を爲して一習俗を形造り、以て我が國官僚の一要素を爲せるの觀なきに非す、之が爲めに偶々仁義道德を談じ、其主義を高調せんとするものあれば、融通の利かざる變物と嘲り、迂愚共に粹を語るに足らずと罵り、除け物にして遂に排斥し去らずんば止まざらんとす、是れ今日に於て猶ほ末だ全く其跡を絕たざる一般の遺風ならずや、然れども時代は最早之を認容すべきに非す、今にして醒めずんば、見苦敷不覺を取るの日將に近きにあるべきは勿論とす、其運命洵に愍察に堪へたるものあり、唯だ望ましきは新進有爲の士にして、時勢と共に一掃せらるべき、此殘黨の遺風たるに氣付かず、得々として之を見習はんとするが如き、不見識の陋態に陷らざる事是れ也。

辛にして我々司獄官は、等しく官僚の一に屬しながら、比較的律義を以て人に許され來りし所以のものは、其職責の自ら他に異なるものあるが爲めにして、今後と雖ども一般官僚とは、其氣風竝に操守に於て、同じからざるものあるべきは論を俟たず、故に本文に論ずるが如き弊風も、亦た甚だ尠かるべきは推斷に難からざる所なるも、周圍の事情にして尙ほ如此、餘りに滔天の勢ひ抗し難からんとするを見、此にこの苦言を呈す、要は唯だ猫に小判なる世相のみを慨せず、己れ亦た之に鑑みて自ら修むる所あるべきを、警飛せんと欲すれば也。

○藥籠（一二）

福岡　苅屋老龜

△候の字

書狀に、何々候と書く事、候の字は、少しうやまふ詞也、然る間、下々へ申渡す文書などには、候といふ字は用ひざる事也、たとへば「可相心得候」といふ事を「可相心得者也」などゝ書く也、

（貞丈雜記）

△以上の字

近世、書札の終に、以上と書く、此二字の意詳ならず、或人の曰く、これ其本贈物の目錄の終に、以上と書す、以て上るといふ事也とかや、されば中世下し文の終に、以下と書し、是官長より命ずる文書なれば、下すと書けり、贈物は先きを尊びて以て上ると書す、夫より書札にも以上の字を筆せしと云々」、右は鹽尻に記する處である、現今では目上に對する書札の終の敬語としては、敬具などの文字が多く行はれて、以上の文字は目上に對してよりも、同輩以下に對する場合に用ひらるゝやうである、以上の語の出據を知れば、此より上の敬語はないのであるといふ事も合點せられるであらう。

△貧乏息災

俚諺に、貧乏息災といふ事がある、貧乏人は朝から晩まで忙はしく働いて居るから、病氣の事など考へる暇がない、精神が引立つて居る故、少々不養生をしても息災である。

△疾病を忘却せよ

神學者モリッツは、肺病に罹つて醫師ヘルツの診斷によつて肺病を知り、尚他の醫師にも見せたが、全く肺病だといふ、どうせ死ぬものなら藥を服む必要はない、死んだとて構はぬといふ考から、自分は病氣であるといふやうな考を悉く忘れて了つて、少しも病氣を苦にしないやうになつた、すると次第々々に快くなつて、遂に普通の身體に復した。

△自己修養

醫者の若死少からず、出家の地獄さゞあるべし、人の口ばたの飯粒を笑はんより、まづ我鼻毛を顧みるべし。

異見いふ尻に尾花や自藏主——也月

△永　眠

永眠といふ語は、元來基督敎專有のもので、死語の復活を說く上の事である、佛敎では絕對に此語を使用しない、使用する人は語の意味とその由來とを知らぬ人である、葬式からして拂敎は火葬を本式とする、土葬にする場合でも出棺の際門火を立てゝ火葬の形式を取る、これは復活を認めないからである、基督敎では復活を認める故火葬を本式とせず土葬をする、但し現今では此本義を無視して基督敎の火葬も中々盛で、米國などでは電氣火葬場などがあつて、見て居る間に白骨にして渡すさうである。

△生活改造の一部

働くのは主人一人で、妻は內職もせず、頭の惡い子供でも無理に學校へ入れ置くといふのは、間違ひである、改造せられてよからう。

成るべく階級の區別を減じて、力まうとか、威張らうとかといふ考をなくする、これ改造の一部とならねばなるまい。

時間と金錢の使ひ方を豫定して、萬難を排して之を實行せねばならぬ、これも重要なる改造である。

自分は貧乏であつても、人間としては何人にも劣らぬ積りであるといふ獨立自覺の信念を持つといふ事も、改造の一部であらう、

つまらぬ外見、虛榮、虛禮を廢して、眞實を求めて進むの精神を實現する事が必要であらう。

衣食住は將來世間共通になるといふ事を、今から各自に諒解して、着々その方に向つて進む事が必要であらう。

△減食主義

額田博士の「予が減食主義」に云く、故に現在に於ては、下級のものを別として、中以上の上役のもの等は、增俸等を云爲する前に、先づ執務時間を短縮するなり、規律を現在より正しくするなりして、先づ健康を增進することを計るのが第一である、其處で身體さへ達者であれば、一日に貳合五勺位の米食で十分である、一人一年の米食は一石二斗あれば少しも差支はない、これは醫學上より見て確實なものである。

通信

○前橋監獄職員家族會

前橋監獄にては一月十八日正午より公會堂に於て本年第一回の職員家族會を開催せるが、出席者三百餘名、龍野敎誨師の開會の辭に次ぎ、媾和條約成立に付煥發せられたる、詔書捧讀、總理大臣の詔書煥發に付發せられたる訓諭の趣旨に要する講話、桑原監獄醫の流行感冒豫防上の注意、田中敎誨師の原大臣の米麥混食奬勵に因める節米講話あり、最後に渡邊典獄の以上各事項に關する訓話ありたる後茶菓に移り、餘興として落語二席手品皿廻し等ありて、點燈後散會したり、因みに同監にては、一月元旦新年拜賀式後、職員間互に回禮を例とせしが、典獄は職員の多くは、新年中慇々

一二日間の非番あるに過ぎざるに、其間互に回禮して奔命に疲れ、而かも一面には職員外の近親昵懇を訪問する餘暇なく、且つは各自家庭に團欒して、緩々新年を祝する時間をも有せざるは、甚だ遺憾同情に堪へず、寧ろ互の回禮を廢止し、其時間を以て、以上の缺陷を補ひ、更に適當の日を選びて、家族會を開催すべく豫定せし折柄、流行感冒各地に猖獗を極め、之が豫防上一般に注意を促すの要あり、又た一面には、大詔煥發せられ、更に首相の訓諭もありて、職員のみならず、普く家族に徹底を期せざるべからず、其他節米奬勵等、數多の重要問題あるを以て、前記の通家族會を開きたるものゝ由にて、時恰かも、感冒豫防上、近地方大流行に至らざる當時の豫防法、近地方大流行を來したる場合の豫防法、萬一監内に侵入したるときの措置等、三期に區分して、夫々具體的方法を決定したる際なりしより、以上各事項に付、一同に懇示したる次第なりと。」

○浦和監獄職員家族懇話會

一月二十五日（日曜日）午後一時より監獄構外演武場に於て第十七回浦和監獄職員家族懇話會を開催す、前夜來の大雨も當日朝より隈なく晴れ剩へ稍暖かく會員は續々參集し會するもの二百餘名定刻幹事は開會を告げ會長白井典獄は開會の挨拶に次で大要左の訓話を爲せり。

本日は我監獄職員家族懇話會の第十七回目の開會なるが恰も嚴寒の候にして殊に流行性感冒の猖獗時節柄出席者如何を氣遣ひたるも熱心なる各位の斯く多く出席されたるを欣ぶ次第なり、此會が何時までも永續して會の精神が各家庭に傳はり趣旨貫徹し益成績の良好に趨かんことを常に念じ居る所なり、五年に渉りし世界大戰も全く終熄を告げ早や平和の第二年となり講和條約も此頃發表され同時に　聖上陛下には吾々國民に難有大詔を下され吾々は深く　聖旨の程を

感佩し國民としての本分を盡すことに努めざるべからず近來經濟界の好調持續の爲め世は益浮華輕佻に流れ驕奢の弊風甚しく高まり質素堅實の美風益薄らぐ感あるは慨嘆の至りなり而して一方には甚だ危險なる惡思潮の流入するありて此點は殊に大に警戒せざるべからざることなるが一般人が景氣に釣り込まれて氣の弛みたる處へ此惡思潮が流れ込むに於ては其影響の恐るべきを思はざるからず吾々は何處迄も堅實なる思想を以て家庭に於ける基礎を固め一家の經營、子女の敎育皆是れ堅實なる思想の基礎の上に之を行はざるべからず而も徒らに引込思案に暮れて世界の大勢に順應して行くことを忘れ社會の落伍者とならざらんことを期すべし、一面世は景氣良き爲め貧の盜みの如きは減じ我浦和本監にても在監者は前年に比し約百人も減じ居り寔に結構のことなり然れども國民道德の進みたる基礎よりの減少にあらずして一時經濟上の關係より來りたるものとせば唯一時の現象に過ぎざるべく吾々は常に堅實なる精神を涵養することに努め居る所なり、人は常に精神の安定を企圖せざるべからず、人は各其境遇を考慮し常に心の滿足を得て只徒らに物質上の慾に走るが如き觀念を離れざるべからず之れ精神の修養の肝要なる所以なり吾々は何處迄も監獄職員としての體面を保ち堅實なる思想を持して世間の人に監獄職員及家族は斯の如しと稱讃せらるゝに至らんことを常に希望するものなり」云々

と時勢に適應すべき緊要の訓話を爲し次で當日招聘したる東京築地本願寺輪番林嶺信師は「芽出度」と題して現今の思想界を縱橫に講述して幾多の例話を引きて會員を感動せしめたり次に「大正の衞生」社長島田銑次郎氏は靜御前の貞德に就て縷々其事蹟を述べ終つて會員一同に茶菓を饗應して餘興に移り琴曲義太夫、手品數番あり一同は修養と慰安とに滿足を得歡を盡して午後五時散會せり。

彙報

○被告人逃走　松江監獄濱田分監拘禁窃盜被告岡土德左衞門(三〇)は曩て肺結核症に罹り居たるを以て隔離獨居拘禁中昨年十二月二十九日午前零時より同廿分迄の間に於て古釘を以て居房便所入口前なる洗面所左側の横板張を一尺五寸平方及外部雨覆横張板を堅一尺三寸横八寸を突切り取外し同所より自衣着用の儘脫出し戒護係通用門を出で鞘筒置場より浴場屋根に攀ち上り更に廊下屋上より構內土塀(高九尺八寸)に移り外塀より構外耘耕地畑に飛び降り逃走せり巡警看守が破獄事實を發見せしは午前零時二十分にして直に當直看守部長其他と共に構內隈なく嚴密捜査し構外畑地に犯人の飛降りし足跡により監外逃走を確認し非番及休憩中の看守其他屬員等を召集部署を定めて各要所に派遣捜査せしむるど共に一方濱田警察署及憲兵分隊に應援を求め極力捜査に努めしが恰も當夜は暴風且つ雨雪烈しく呎尺を辨ぜず加ふるに電燈故障の爲め時々消燈し犯人の逃走を極めて有利ならしめしに反し之が捜査には頗る困難せり爾來今日に至る迄全力を傾注して捜査せるも不幸未だ逮捕するに至らず、原因は不治の疾病あり且つ長期刑の言渡ありたる爲め此擧に出でしものならん。

○受刑者逃走逮捕　勝所監獄在監女受刑者窃盜四犯繁俊八年小濱その(二三)は昨年十二月二十一日午前十時三十分頃工場に於て組紐工に就役中工場入口扉の開きあるに乘じ女監取締の隙を窺ひ工場外井戸端に在りたる洗面器の蓋を携へ外圍土塀に立掛け攀越逃走を圖りたるも女監よりの急報に依り同監を距る約二町餘の地點に於て駐在巡査の應援を得て同監看守の手に逮捕せり。

○受刑者逃走逮捕　福岡監獄在監受刑者野口松三が昨年十二月二十五日同監を破獄逃走せる顚末は當時の本誌に報じ置きたるが其後同監に於ては日夜捜査の手を緩めず一方犯人が佐賀縣下なる犯人の老母の許に立廻るべき見込を以て職員を同地に派遣し置きたるが犯人は同縣神崎町停車場附近に於て他の事件の爲め警せる同地警察官の手に逮捕されたり。

▲先頃福岡監獄を破獄逃走し昨年十二月十日長崎に於て逮捕されたる河野京平は爾來長崎監獄片淵分監に拘禁し刑執行の傍ら逃走事件の審理中なりしが一月七日長崎區裁判所の呼出に依り他の被告拾名と共に看守部長一名看守三名にて戒護し同裁判所留置場に押送し其內看守二名は被告五名を長崎控訴院へ出廷の爲め引率し行き看守部長及他の一名の看守は京平外五名の被告人を留置場へ收容して其戒護に任じ居たりしが京平は上厠を許されたき旨出願し之を許されて厠內に入り扉を閉し行儀を裝ひて陶器製の便所緣を取外し便壺內に沒入し便汲出口に設めある木製蓋を押し退け同所より脫出し同裁判所外塀を踰越街路に出で逃走を企てたり戒

護者は京平を上圍せしめたる後凡二分間位を經て便所を視察せしに同人の姿見えざるより竝に逃走の事實を覺知し直に門外に飛出し見るに犯人が前方へ逃走中なるを認め押送馬車の馭者二名等と共に追跡し雖なく逮捕するを得たり。

○被告人逃走逮捕　德島監獄拘禁橫領被告大西喜代一が昨年九月中裁判所檢事廷より逃走し爾來其踪跡を得ざりしが高知縣本山警察署にて犯人の所在を探知し照會の結果一月七日愛媛縣角野警察署巡査の手に逮捕されたり。

▲岡山監獄拘禁強窃盜被告浮田正光(二〇)は一月二十八日他の四名の被告人と共に三名の看守戒護の下に岡山地方裁判所に出廷し留置場に拘禁中午後一時頃正光は上厠を出願し之を許されて用便の後還房の際怡も馬丁が場外より食器洗濯用の水を汲取り來り表門門に施錠を怠り居るを知るや脫兎の如く表門に走り門を外して門外に逃走せり看守二名は直に追跡し岡山警察署前に至りし際偶々同署より某刑事の出で來るに會し看守は刑事に應援を求めたるに依り同刑事即座に追跡し街路上に格闘中看守も追付き協力して遂捕歸監せり。

▲札幌監獄小樽區出張所拘禁殺人未遂被告唐崎末太郎(二八)は一月二十七日午前十一時豫審判事の呼出に依り小樽區裁判所へ出廷し午後五時二十五分頃取調終了して豫審廷を退くに際し同裁判所玄關に差かゝるや看守が腰繩を取り居るにも拘らず突然正門へ向つて逃走したれば看守は直に追跡したるも積雪結氷の爲數回足を

に出づるものと乙吉に對し恨を懷き以來乙吉に對し復讐せんものと企つる所あり怡も一月十二日松次、乙吉其外十數名は掃除夫として看守三名戒護の下に就業し晝食後乙吉は食器取片付を命ぜられ順次取片付けつゝ松次の前に至るや松次は晝食着席の際自己作業用として貸與を受け居たる鉞が食事場の一隅の箱に藏めありしを窃かに包藏し置き突然乙吉の頭部其他に斬付けたれば戒護看守直に跳付け加害者を取押へ被害者に應急手當を加へたるも重傷にて目下の處險後斷定し難き狀態にあり。

○受刑者變死　三池監獄在監受刑者强盜殺人無期懲役柳澤彌十郎(四一)は昨年十二月十六日夜業として宮ノ原坑内にて他の受刑者と共に炭酸瓦斯密閉工事の就業を了へ翌十七日午前四時三十分濕業時點檢の際貸與の作業用鑛一箇返納せざるに付取糺したるに作業現場へ遺忘せる旨申立てたるに依り之を取り來らしむべく就役場へ遣はしたるが更に歸り來らざりしに付看守一名と受刑者二名は現場に迎に趣きたるに豈斗らんや本人は坑内に窒息せるを發見せしに付直に通氣完全の場所に移し人工呼吸を施し猶急報により跳付けたる監獄醫に於て種々應急手當を盡したるも其効なく遂に絶命せり。察するに役場に至る途中過つて安全燈を滅し瓦斯の結果暗黑に紛れ却つて惡瓦斯發生の方向に迷入り所謂瓦斯中毒により此不幸を見るに至りたるものなるべし。

○受刑者縊死　大分監獄在監受刑者詐欺懲役五年矢野文吉(四五)は先頃流行性惡胃に罹り隔離の必要上痲痺拘禁に付しあり

しが一月廿八日午前九時其居房に於て房扉横桟を竊盜として監房出入口上部の窓に飛付き貸與の帶の一端を該窓鐵柵に纏結し置き先づ褌を以て自己の頸部を緊結し更に右垂下せる帶の一端を二個に卷付け其先端を褌にて緊結せる間に挾み込み以て垂下縊首せるを同五分頃に至りて監獄醫及看守に於て監房開扉の際之を發見したるものにして極力救急手當を爲せるも蘇生するに至らず。案ずるに之より先午前八時四十五分頃看守は本人の病床に臨み檢溫せる際は何等異狀を認めざりしを以て右看守退去後直に着手せるものならん。

○監獄出張所の新設　其後增設を見たる監獄出張所は次の如し、

出張所名	所在地	事務開始年月日
長崎縣北松浦郡平戸村出張所	長崎縣北松浦郡平戸村	大正九年二月一日
松山監獄大洲出張所	愛媛縣喜多郡大洲町	大正九年二月一日
宇都宮監獄足利出張所	栃木縣足利郡足利町	大正九年二月一日

に亂らし一回轉倒せるも直に起上り追跡し正門外に逃走したる頃は犯人は六七間を隔つる民家と民家の間なる空地に蹇を沒し偶々黃昏時の事とて遂に其踪跡を失したり仍て看守は出張所に引返し報告し一方各警察署に急報し應援を求め置きて再び逃走せる方向に追跡せり一方本監にては報に接して直に看守長以下を各要所に急派し極力捜査の結果翌二十八日午後二時頃捜査隊の一部は犯人が余市町に通ずる街道を通過せるを發見し看守二名協力して遂捕歸監せり。逃走後犯人は己と同職なる某方に一泊し翌日余市町方面へ逃走せんとして警戒線にかゝりたるものなり、逃走を決意せる原因に就き取調ぶるに末太郎今回の殺人未遂犯は自分の妻を離縁したるに其三日目に於て妻は某男と結婚せるを憤り某男に斬付けたるものにして昨今極度の神經衰弱症に罹り居り離縁せる妻に未練ありて妻の住地たる余市町に到らんとの考より此擧に出でたるものなり。

○受刑者傷害　十勝監獄在監受刑者謀殺懲役拾五年土田松次(四九)は生來粗暴の質にして曾て山形監獄在監中同囚を殺害せる事あり小菅監獄より十勝監獄へ移監後も屢々犯則行爲あり特別要重監視の下に多くは獨居拘禁に付しありしが大正四年頃より大に己が非を悔ひ以來些の犯行もなく遂に賞典一個を付與せられて今日に及べるものなるが曾て服部某なるものと同房に拘禁せられし中兩者不倫の關係を生じ昨今に至りて服部は其關係を絶ち據いて松次は他に轉房さるゝ事となれるよりこは同房者栗田乙吉の敎唆

叙任

字治山田市へ出張ヲ命ス　司法省監獄局長　法學博士　谷田三郎
谷田監獄局長出張ニ付屬行ヲ命ス　司法屬　渡部新平
宇都宮監獄へ出張ヲ命ス　司法省監獄局長　法學博士　谷田三郎
叙正七位　從七位勳六等（靑森）　柏木幸平
叙正八位　教誨師（甲府）　日下智性
和歌山監獄勤務ヲ命ス　看守長　勝所）　森口藤松
任看守長　勝所監獄看守　益山喜三郎
給十級俸　勝所監獄勤務ヲ命ス　從七位（小倉）　吉野德市
叙勳六等授瑞寶章　看守長（三池）　松本千代吉
叙勳八等授瑞寶章　勳八等（大阪）　中村愚
叙勳七等授瑞寶章　和歌山監獄看守　宮田長之助
任看守長　和歌山監獄勤務ヲ命ス　小澤傳藏
月俸二十八圓給與　前橋監獄看守　佐久間勝治
任看守長　宇都宮監獄勤務ヲ命ス　山形監獄看守　關久之介
給十級俸　看守長（大阪）　林秀俊
任看守長　典獄補（横濱）
給九級俸　秋田監獄勤務ヲ命ス
三級俸下賜（死亡）
給八級俸（死亡）

會報

○茶話會

去一月廿四日（土）午後二時より本年第一回の茶話會例會を本會講堂に開催す時恰も寒威凛烈流行感冒猖獗の折柄にも拘らず別に會衆減少の狀もなく定刻を以て開講せり講師は東京帝國大學醫學部助教授醫學博士三宅鐵一氏にして司獄官に必要なりと思はるゝ精神病に關する事項數件てふ講演なりしも犯罪者たる精神病患者の意義に就き說明すべしとなし第一精神病者の徵候として幻覺、妄想、制止、錯亂、及興奮竝に悲觀に細別解明する處あり第二診斷として又專門家の立場より懇切說明する他更に進んで中間者に就きても詳論を試みて四時過ぎ、終結降壇せらる例に依り來賓には茶菓を饗し五時散會せり

當日の出席者は練習生の他次の如し

長山　始　和田　岩雄　關　毅　佐久間茂祐
大草東三郎　給前仲治郎　新井軍治郎
戸塚繁次郎　金子卯之助　小原綱五郎
松本　金重　田端喜三郎　双木文四郎
常石政次郎　河邊　湛然　稻野芳次郎
津久井作司　藤井　惠照　涌水　玄痴
扇谷　與三　關口卯之助　行定　形治　千葉準三郎
齋藤　敬二　阿部　新藏　武田嘉七郎　印南金治郎
佐々木英之　小澤　義親　佐佐木英夫
勝岡　廓善　山崎　孫一　阿部　文作
村山　隆美　七戸　大助　秋庭　正道
小幡眞一郎　尾澤　鶴治　藤井　藤藏
澤田幸太郎　武田　慧宏　渡部　新平
白井　勇松　大月義平二　鈴木　信彌
野口　謹造　坪井　直彥　有馬四郎助
辻　敬助　松井　和義　北島　良吉
谷田　三郎

○谷田監獄協會々長令夫人の訃

本會々長法學博士谷田三郎氏令夫人は二月十二日激烈なる流行性感冒に罹られ百方療養の手を盡されし甲斐もなく同十四日午後四時二十分遂に不歸の客となられたるは實に痛惜措く能はざる所なり本會は哀悼の意を表する爲め花環其他供物を靈前に供せり。

葬儀は二月十七日午後一時芝增上寺に於て執行され鈴木司法次官、司法省裁判所高等官を始め東京四監獄、近縣各監獄典獄職員一同會葬し極めて莊嚴深愁の裡に同二時三十分終了せり。

○關典獄補の訃

橫濱監獄典獄補從七位勳六等關久之介氏は腦溢血症に罹り靜養中の處藥石効なく去月二十七日橫濱市根岸官舍に於て死去せらる、氏は監獄事務に從

事すること十九年餘獄務に精勵し良司獄官として內外に嘱望せられ本會に對しても助力尠からざりしに卒然易簀せられしは誠に惜むべし、尚葬儀は同三十日郷里水戸市外勝倉に於て擧行せられ本會會長谷田博士の弔辭代讀あり壯嚴なる儀式なりき。

○監獄官練習所生徒の訃

德島監獄看守後藤田邦樹氏は第十一回監獄官練習生として昨年十月入所以來勉學に餘念なかりしが去る二月九日流行性感冒に罹り靜養中なりしが藥石效を奏せず同四日午後五時死亡せり、前途ある氏の早逝は實に同情に堪へず、本會は理事會協議の上遺族（邦樹氏令弟　神戸市伊藤町一〇七シーベル、ヘグナー商會在勤後藤田綱樹氏）に對し弔祭料を呈せり。

○贈與金

本會は會則第十一條第一項第三號乃至第五號に據り故看守長森島柳太郎氏遺族外十五名に對し退職贈與金として金拾五圓以下の金員を贈與し一月二十三日附を以て夫々元管轄典獄を經由交付したり。



會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル場合ノ注意

口座番號	東京貳五〇五九番
加入者氏名	監獄協會

大正九年二月二十七日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　文社報

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院